加賀町	同 檢事	巻 一郎	十二年九月一日午前十一時五十八分 横濱地方裁判所構内	壓死	執務中廳舍倒潰
同	横濱刑務所典獄補	内山久太郎	同	同	同
同	供托局事務主事	關 讓	同	同	同
同	同 書記	渡邊隆雄	同	同	同
同	同 同	森 光陰	同	同	同
同	辯護士	佐藤博愛	同	同	同
同	同	二見友三郎	同	同	同
同	同	高久忠一	同	同	同
同	同	山口喜三太	同	同	同
同	同	竹内 英	同	同	同
同	同	柴田基二	同	同	同
同	同	國重員熊	同	同	同
同	同	新居 茂	同	同	同
同	同	片山藤平	同	同	同
同	同	篠田武雄	同	同	同

同	同	宗 尚亮	同	同	同
同	米國總領事代理	キリヤンフ	同 横濱山下町二三四領事館	同	領事館倒潰ノ爲メ
同	和蘭國領事	ワットソン	同 山下町七五領事館内	同	同
同	支那國領事	長 福	同 山下町一三五領事館内	同	同
同	市會議員	飯田久松	同 同 一八五自宅内	同	住宅倒潰ノ爲メ
同	山下町郵便局長	早川捨五郎	同 同 一〇五番地局内	同	同
同	北仲通郵便局長	武田武吉郎	同 北仲通郵便局内	負傷	同
同	航路標識管理局長	吉田兼三	同 管理局内	壓死	同
同	同 技師	服部山人	同 同	負傷	同
同	港務官	國友富太郎	同 神奈川航務所内	同	同
同	露國領事	ウェルム	同 山下町領事館内	同	同
同	代議士	若尾幾造	同 本町四丁目店舗内	同	同
同	英國義勇團長	グリフェン	同 山下町八九番地	同	同
同	稅關檢查課長	早川繁雄	同 横濱稅關構内	同	同
同	横濱郵便局電信課長	橋本忠藏	同 横濱郵便局長	同	同

加賀町	横濱測候所技師	朝倉慶善	十三年九月二日午前十一時半分	橫濱測候所内	壓死	建物倒潰ノ爲メ
同	英國副領事	ヘキ	同	山下町領事館内	同	同
同	橫濱取引所庶務課長	井澤健次郎	同	本町坂引所	同	同
戸部市會議長	平沼亮三	同	平沼自邸内	負傷	同
壽市會議員	石井政太郎	同	濱市役所内	壓死	同
山手本町	フエリス女學校長	カイバイ	同	山手フエリス學校教室	同	同
小田原	男爵	鄉誠之助	同	足柄下郡溫泉村別莊	負傷	同
同	農學士	辻村伊助	同	湯本村三八六番地自宅	壓死	山岳崩壞ノ爲メ
同	陸軍大將 大島義昌夫人	大島初子	同	小田原町十字三丁目自宅	同	建物倒壞ノ爲メ
同	司法大臣代議士 横田千之助 實父	横田市太郎	同	小田原町別莊	同	同
同			同		同	同
同	子爵	榎本武憲夫人	榎本定子	同	同	同
鎌倉	醫學博士	吾妻勝剛	同	鎌倉町山階宮御別邸内	同	同
同	公爵	松方正義	同	鎌倉別莊内	負傷	同
同	子爵	京極高彌妹 春子	同	鎌倉町長谷別莊内	壓死	同
男爵	野崎定義母	野崎秀子	同	同	同	同

藤澤	文學博士	今福忍	同	海老名村別莊内	同	同
大磯	男爵	片岡恒太郎	同	大磯神明町別莊内	同	同
同	夫人	片岡愛子	同	同	同	同
同	男爵	園田孝吉	同	大磯別莊内	同	同
同	子爵	橋本長資	同	國府村別莊内	同	同
同	實業家	日比谷長太郎	同	平塚町海岸別莊	同	同
同	子爵	絹子	同	大磯別邸	同	同
葉山	男爵	松岡康毅	同	葉山村山口別莊内	同	同

第五編　水道水路及び飲料水

第一章　横濱市水道水路の破壊と其の補修作業

（九月一日の震災）

九月一日の震災に基因する横濱市水道の被害は、殆んど全線に亘り完膚なかつた、本章には其の被害の激甚であつて給水上一大支障を來したる事跡を列擧することにする。

一、取入口三十餘坪の岩石崩壊して、爲に隧道の入口を塡塞して進水を杜絶した。

一、沈澱池四ヶ所（同型千百坪のもの）の内壁に龜裂を生じたるも、辛ふじて使用に堪ゆるを得た。

一、川井淨水場に於ける濾過池配水池共大龜裂を生じ、全く使用に堪へざるに至つた。

一、青山より西谷に至る道水管九里程の間接合部離脫又は管身の破裂に因り、

四十餘ヶ所に漏水を來した。

一、西谷淨水場の被害は比較的輕微なりしも、漏水により殘存淨水二萬石に減少した。

一、野毛山淨水場全部破壞し全然廢用に歸した。

一、西谷淨水場より市內に至る送水管及市內配水管は全然使用に堪へざる大損害を蒙るに至つた。

以上列擧せる如き狀況を現出したる爲に、水道當局は災後二日の後直ちに實地の調査を爲すと共に、晝夜兼行奮勵努力其復舊工事に從ひ、早くも九月五日には取入口の崩壞せる岩石土砂を除却して通水を可能ならしめ、又同月九日には青山より大島接合井まで三十間の間、十三吋鋼鐵管修理成り、越えて十一日に至り大島接合井より西谷淨水場に至る道水管の修理竣成せるを以て、同日午後十一時には西谷淨水場に着水するの運びとなつた。

一面西谷淨水場より市內の送水管は、神奈川平沼方面に至る三十六吋低地區幹線並に野毛山淨水場に至る二十四吋高區線及び八吋幹線の工事に從事せしが、比較的損傷の輕微なりし八吋管は九月十三日西戶部町藤棚まで通水を見るに至りしを以て、臨時共用栓を附設して給水を開始し、更に八吋管の延長工事着々進捗した、即ち九月十五日には野毛山淨水場まで、及び保土ヶ谷町天王森より分岐して、國道を通じて淺間町追分まで、九月十八日に淺間町追分より神奈川鐵道橋まで、野毛山淨水場並に藤棚間及び山王山より分岐したる四吋管の改修工事進行の結果、久保山通東光寺を經て南太田町富士見耕地まで通水し、九月十九日には神奈川方面は鐵道橋より反町まで、南吉田町方面は淸水耕地まで進行通水し、九月二十二日には反町より二谷栗田谷方面まで、又井土ヶ谷町蒔田橋まで、藤棚より戶部六丁目まで通水を見るに至つた。

如上叙述せる如く八吋管及び其の分岐管の工事進行と共に給水區域擴大して、西谷淨水場の一日送水量一萬三千餘石に達せしも、遺憾ながら送水管の細小なる爲め水壓充分ならず、其の末端に於ては給水殆んど不可能の狀態を現出したるを以て、爾來專ら二十四吋管の改修工事に努め、九月二十二日には最大の難工事たる保土ヶ谷町宮川橋の完成に依り工程大いに進捗せしも、時、會々豪雨連日其の作業に非常なる障碍を招いた、然も當時者の精勵に依つて、十月十四日には野毛山淨水場に至る二十四吋管の修理完成の域に到達したのである。而

して此の工程の進捗は實に九月一日に於ける震災に對する水道復舊の第一期とも見るべき重要の効果である、是れありて始めて市内各方面に亘る給水の途は開けたのである、即ち十月七日には神奈川方面は十二吋管の布設替工事完了と同時に、子安町入江橋まで通水し、平沼町及び岡野町方面は細管を通じて各戸に給水を開始し、十月九日には野毛山淨水場より野毛町都橋河畔に進氷し、其の分岐管は日の出町を通じて初音町方面まで進水した、更に十月十五日には日の出町より長者橋を渡り、一直線に車橋まで進水して其の沿線は勿論、福富町方面にも分岐管を通じて給水を開始するに至つた、十月十六日には初音町より榮橋、日本橋を經て道慶橋まで、十一月十日には都橋より錦橋、辨天橋を經て關内幹線を通じ前田橋まで進水した、越えて十四日に至り新港岸壁に到る延長工事の竣成を告げ、十一月二十三日には末吉橋の破壞鐵管補修が成つて、水壓の增大せると共に南吉田橋、蒔田町の一部及び關外主なる區域の通水を見るに至つた、十一月二十五日には前田橋改修工事の成就と同時に、關内幹線を貫通して北方本牧を經て、根岸町瀧下まで、十二月六日には延長して磯子町に到達し、十二月九日には壽町、松影町等の埋地一帶には、關内線より補給管を分岐して給水を開始するに至つた。

斯くして二十四吋送水管の修理完成に伴ひ、配水管の改修工事の進捗に努力の効果は十二月末日に至り、西谷淨水場より一日の送水量三十六萬五千餘石の多きに達し、山元町方面の高臺及び大岡蒔田の一小部分の水壓不足の爲、給水不充分なる個所を除きては、概して全市の給水事業は完了を告げたのである、此の工程を以て第二期復舊期と假定し、爾來第三期の工程に移りては、三十六吋管の改修を完成して水壓の增大を計り、給水不充分なる前記の一小地域にまで完全なる給水を見るに至らんとするに方り、不幸にも十三年一月十五日の再襲せる震害にて、其の完成を妨げられたるに止まらず、多大の勞苦と努力の結晶に成りし復舊工事をして其の根底より覆沒せられたるは、洵に千載の痛恨事とせざるなきを得ぬ。

第二章　横濱市給水狀況（九月一日の震災）

水道の破壞と共に横濱市始め水道水を以て唯一の飲料と頼む市町村にては、非常なる窮境に陷つた、就中横濱市の如き人口饒多にして井水の寡少なる地に

ては、救護事業中にて水道の急速復舊を要するは勿論、其の以前一日一時を爭ふ問題は飲料水供給の途を講ずることであつた、茲に於て當局は横濱市にても淺間町、岡野町の一部、平沼町一帶、中村町、蒔田町方面に於ける最も飲料水の窮乏せる地域に對し、最先に左の給水部隊を組織して給水を實現した。

一船舶隊
　小蒸汽船　一隻（十七噸）
　喞筒船　一隻（四十噸）
　水船　七隻（四十五噸より百三十七噸に至る）
一自働車隊
　撒水車　二輛
　貨物車　二輛

九月九日陸軍自働車隊將校以下二十八名には自働車四輛を以て來援するに會し、之を自働給水隊に編入し、船舶隊が港内碇泊の汽船に蓄載せる餘剰飲料水を汲取して辨天橋河岸に回漕せるものを自働車に轉載して、前記飲料水に最も窮乏せる前記各町に配給せしが、道路橋梁の破壊は自働車の操縦に困難を招きしを以て、水道水の藤棚に通水するを機とし自働車を分遣して、平沼西戸部方面の配水に從事せしめ、又一面には撒水手車及び四斗樽を衞生組合或ひは青年會若くは自警團等に貸與して、飲料水輸送に便宜を與ふる等、極力配水に努むる所ありしを以て、噸に輸送能力を增進して九月下旬には約五百石の給水量を算し、井水湧水の利用及び水道水區域の擴大と相俟つて甚だしく窮乏を見ざるの狀況を呈したが、市内の燒失地域に公設バラック及び私設假住宅の建設頻出し、從つて避難民の歸還するもの續々たる狀勢なると同時に、港内碇泊汽船の剩餘水の缺乏を來したるを以て、豫て徵發せる元町所在のゼネラル給水株式會社の井水を水源に充て、船舶隊をして之を汲取の上辨天橋に回漕せしめ、自働車を增置し且つ小型水船を徵發して、中村町所在長塚良水會社の河岸放流水を汲取して中村町方面に給水せしが、十月十三日水道水の都橋河畔に通水するに迄んで、辨天橋の給水基點を同所に移し給水能率をして大いに增加するに至り、一日の給水量一躍して一千石以上に達した、此の間一方には飲料井及び雜用井の堀鑿濾過機の取付等に勗めたるを以て、稍々給水の充實を見るに至り、爾來着々水道工事の進捗を來したのであつて、一般市民が飲料水缺乏の苦痛より脫

し得たのである。

災後西ヶ谷浄水場ヨリ市内へ送水量

日別	九月中送水量	十月中送水量	十一月中送水量	十二月中送水量
一日		一四、五九〇石	一三五、一六〇	二一〇、九〇〇
二日		七、八二〇	一四四、一九〇	二一四、二〇〇
三日		一一、二九〇	八三、七九〇	二一五、三二〇
四日		七九、八八〇	九七、二六〇	二二〇、三六〇
五日		五一、二三〇	一四九、一一〇	二三六、三九〇
六日		六三、四〇〇	一五三、七五〇	二五一、八七〇
七日		三六、八〇〇	一五四、三一〇	二四七、〇二〇
八日		三八、四九〇	一五五、五〇〇	二五一、〇九〇
九日		四二、七七〇	一六八、四九〇	二四九、五一〇
十日		五三、四六〇	一六四、二九〇	二五二、九一〇
十一日		五二、四九〇	一六〇、九四〇	二五三、一二〇
十二日				
十三日				
十四日	五、一七〇			
十五日	五、九五〇			
十六日	六、七八〇			
十七日	七、六〇〇			
十八日	一一、二六〇			
十九日	一三、一三〇			
二十日	一一、六三〇			
二十一日	一三、八八〇			
二十二日	一一、二六〇			
二十三日	一三、五三〇			
二十四日	一一、二六〇			
二十五日	一三、七九〇			
二十六日	一四、〇一二			

二十七日						一三、二九〇	
二十八日						一三、九九〇	
二十九日						一四、七五〇	
三十日						一三、二六〇	
三十一日						—	
計						一九四、五四二	
						二、〇七五、六四八	

備考

西ヶ谷淨水場ヨリ市内へ送水開始ハ九月十三日西戸部町藤棚マデ、八吋管修理完了通水セシヲ始メトス。

水源及ビ汲取量

月日	水源	噸數	月日	水源	噸數
九、一〇	馬拉加丸	一三〇	九、一六	鳥羽丸	三二
九、一一	同	四〇	九、一七	同	六一
同	リオン丸	三〇	同	明洋丸	三五

一〇五、三七〇						二〇三、五八〇	
一一〇、三三〇						一九〇、九二〇	
一一五、九二〇						一九六、九四〇	
一一四、九一〇						二〇〇、八四〇	
一四一、九七〇						—	
二、〇七五、六四八						五、〇四四、六一〇	

						二五六、八二〇	
						二五三、四七〇	
						二九三、二三〇	
						二六五、二一〇	
						二六五、二五〇	
						七、七〇七、八六〇	

九、一二	馬拉加丸	三七	九、一八	アルタイ丸	三五		
同	鳥羽丸	一一〇	九、一九	同	四〇		
九、一三	馬拉加丸	八八	同	秦陽丸	三八		
同	鳥羽丸	八八	九、二〇	アルタイ丸	一六八		
九、一四	リオン丸	三三	九、二一	大有丸	一一五		
九、一五	風波ノ爲メ中止	—	九、二二	秦陽丸	四五		
九、二二	同	—	一〇、四	ゼネラル給水會社	八〇		
九、二三	加賀丸	—	同	長塚良水合資會社	三五		
九、二四	風波ノ爲メ中止	—	同	長塚良水會社	六〇		
九、二五	大有丸	八五	一〇、五	ゼネラル給水會社	六〇		
九、二六	擇捉丸	一〇九	一〇、六	同	八〇		
九、二七	大有丸	九三	同	長塚良水會社	九〇		
九、二八	剩餘水ナキ爲メ中止	—	一〇、七	同	九五		
九、二九	ゼネラル給水會社	四〇	同	ゼネラル給水會社	六五		
九、三〇	同	八二	一〇、八	同	一三五		

一〇、一	同	一二三六	長塚良水會社	二二四
一〇、二	同	一三五	一〇、九	同	二二四
一〇、三	同	七〇	ゼネラル給水會社	五八	同	二二四
一〇、一〇	同	二二四	長塚良水會社	七五	一〇、一八	同	二二四
一〇、一一	長塚良水會社	二二四	一〇、一九	同	一五七	一〇、一九	同	二二四
一〇、一二	同	二二四	ゼネラル給水會社	一三五	一〇、二〇	同	二二四
一〇、一三	同	二二四	一〇、二一	同	一〇〇	一〇、二一	同	二二四
一〇、一四	長塚良水會社	二二四	一〇、二二	同	八五	同	二二四
一〇、一五	同	二二四	ゼネラル給水會社	一七九	一〇、二二	同	二二四
一〇、一六	同	二二四	一〇、二三	同	二〇二	同	二二四
一〇、一七	長塚良水會社	二二四	一〇、二四	同	九〇	一〇、二三	同	二二四
一〇、二八	長塚良水會社	二二四	一〇、二五	同	二〇四	一〇、二四	同	二二四
一〇、二九	同	二二四	一〇、二六	同	二〇二	一〇、二五	同	二二四
一〇、三〇	同	二二四	一〇、二七	同	二二四	一〇、二六	同	二二四
一〇、三一	同	二二四						
一一、一	同	二二四						
一一、二	同	二二四						
一一、三	同	二二四						
一一、四	セネラル給水會社長塚良水會社	二二四～二二五〇						
一一、五	長塚良水會社	二二四						
一一、六	同	二二四						
一一、七	同	二二四						
一一、八	同	二二四						
一一、二一	同	二二四						
一一、二二	同	二二四						
一一、二三	同	二二四						

一一、二四	長塚良水會社	二二四	一二、六	長塚良水會社	一二四	
一一、二五	同	二二四	一二、七	同	一二四	
一一、二六	同	二二四	一二、八	同	一二四	
一一、二七	同	二二四	一二、九	同	一二四	
一一、二八	同	二二四	一二、一〇	同	一二四	
一一、二九	同	二二四	一二、一一	同	一二四	
一一、三〇	同	二二四	一二、一二	同	—	
一二、一	同	二二四	一二、一三	同	—	
一二、二	同	二二四	一二、一四	同	一二四	

備考

本表中長塚良水合資會社貯水ハ、小型水船ニテ河岸ノ住民ニ水路配給セル水源ニシテ、十月十三日以降ハ都橋マデ水道通水ニ依リ、陸上配給ハ水道水ニ依リタルヲ以テ井水配給ヲ停止シタルモ、水道斷水ノ際ハ其ノ都度臨時井水配給ヲ持續セリ。

配給水量表

月	日	給水	水量	内譯 自働車	内譯 水船	配給施設 自働車數	配給施設 水船數	摘要
九、	九	九四	九四	—	二	—	—	
九、一〇		二〇四	二〇四	—	六	—	—	陸軍自働車四輛打合セノ爲本夕歸京翌日正午復歸
九、一一		一三六	一三六	—	六	—	—	
九、一二		二三三	二三三	—	六	—	—	
九、一三		一六八	一六八	—	六	—	—	
九、一四		二〇六	二〇六	—	六	—	—	陸軍自働車四輛歸京
九、一五		一八七	一八七	—	六	—	—	同上正午歸着
九、一六		二四三	二四三	—	六	—	—	同上午後三時歸京
九、一七		二九三	二九三	—	六	—	—	同日午前十時歸着
九、一八		三四六	三四六	—	一〇	—	—	同上正午歸京
九、一九		二八〇	二八〇	—	一〇	—	—	同上午前十時歸着
九、二〇		二九〇	二九〇	—	一〇	—	—	

九、二一	三九〇	三九〇	｜	一〇	｜	｜	
九、二二	四一〇	四一〇	｜	一〇	｜	｜	
九、二三	四八六	四八六	｜	一〇	｜	｜	
九、二四	二五二	二五二	｜	一一	｜	｜	
九、二五	三二三	三二三	｜	一一	｜	｜	陸軍自働車四輛正午歸京
九、二六	四五五	四五五	｜	一〇	｜	｜	同上午前九時復歸
九、二七	四三五	四三五	｜	一〇	｜	｜	
九、二八	四一五	四一五	｜	一〇	｜	｜	
九、二九	五三六	五三六	｜	一〇	｜	｜	
九、三〇	三二〇	三二〇	｜	八	｜	｜	陸軍自働車四輛歸京
一〇、一	三二〇	三二〇	｜	五	｜	｜	
一〇、二	三二〇	三二〇	｜	五	｜	｜	
一〇、三	四五四	四五四	｜	一一	一	｜	陸軍自働車正午歸着
一〇、四	五四三	五〇八	三五	一一	一	｜	
一〇、五	六七七	六一七	六〇	一三	一三	｜	
一〇、六	七〇〇	六二〇	八〇	一三	一	｜	
一〇、七	七二五	六三五	九〇	一三	一	｜	
一〇、八	八一一	六七五	一三六	一三	一	｜	
一〇、九	八二五	六六九	一五六	一二	二	｜	
一〇、一〇	九八八	八三一	一五七	一二	二	｜	
一〇、一一	九五八	八二三	一三五	一二	二	｜	
一〇、一二	九六九	七九〇	一七九	一一	二	｜	
一〇、一三	一、〇三二	八三〇	二〇二	一三	二	｜	
一〇、一四	一、〇三二	八三〇	二〇二	一三	二	｜	
一〇、一五	八八〇	六七八	二〇二	一一	二	｜	
一〇、一六	一、二〇〇	九九八	二〇二	一二	二	｜	
一〇、一七	一、一五四	九三〇	二三四	一二	二	｜	
一〇、一八	一、一八四	九六〇	二三四	一二	二	｜	
一〇、一九	一、一四四	九二〇	二三四	一二	二	｜	
一〇、二〇	一、一五三	九二九	二三四	一四	二	｜	

一〇、二一	一、二九六	一、〇九二	二二四	一三	二	丨
一〇、二二	一、一五〇	九二六	二二四	一四	二	丨
一〇、二三	一、〇二九	八〇五	二二四	一二	二	丨
一〇、二四	一、一六二	五三八	二二四	一一	二	丨
一〇、二五	一、二一〇	九八六	二二四	一一	二	丨
一〇、二六	一、一三六	九一二	二二四	一一	二	丨
一〇、二七	一、〇六七	八四二	二二四	一一	二	丨
一〇、二八	一、一〇七	八八三	二二四	一〇	二	丨
一〇、二九	一、二〇〇	九七六	二二四	一〇	二	丨
一〇、三〇	一、一六五	九四一	二二四	一〇	二	丨
一〇、三一	九〇一	六七七	二二四	一〇	二	丨
一一、一	一、一四五	九二一	二二四	一〇	二	丨
一一、二	一、〇九〇	八六六	二二四	九	二	丨
一一、三	六二四	四〇〇	二二四	一〇	二	丨
一一、四	一、一五四	九三〇	二二四	一〇	二	丨

一一、五	一、一六四	九四〇	二二四	一〇	二	丨
一一、六	一、一三六	九一二	二二四	一〇	二	丨
一一、七	九八四	七六二	二二四	九	二	丨
一一、八	一、二〇〇	九七六	二二四	一〇	二	丨
一一、九	一、二二七	一、〇〇三	二二四	一〇	二	丨
一一、一〇	一、二三二	一、〇〇八	二二四	一〇	二	丨
一一、一一	一、一六五	九四一	二二四	一〇	二	丨
一一、一二	一、三三二	一、一〇八	二二四	一〇	二	丨
一一、一三	一、一八一	九五七	二二四	一〇	二	丨
一一、一四	一、七二一	九四八	二二四	八	二	丨
一一、一五	一、二三〇	一、〇〇六	二二四	一〇	二	丨
一一、一六	一、一四九	九二五	二二四	一〇	二	丨
一一、一七	一、一七五	九五一	二二四	九	二	丨
一一、一八	一、〇六九	八四五	二二四	八	二	丨
一一、一九	一、〇八四	八六〇	二二四	七	二	丨

一一、二〇	九六四	七四〇	二二四	八	二	―
一一、二一	一、〇一〇	七八六	二二四	八	二	―
一一、二二	一、〇八九	八六五	二二四	九	二	―
一一、二三	九四六	七二二	二二四	九	二	―
一一、二四	一、〇三八	八一四	二二四	九	二	―
一一、二五	一、〇八六	八六二	二二四	九	二	―
一一、二六	一、一五五	九三一	二二四	九	二	―
一一、二七	一、〇四四	八二〇	二二四	九	二	―
一一、二八	一、〇四四	八二〇	二二四	九	二	―
一一、二九	九六二	七三八	二二四	九	二	―
一一、三〇	一、〇二七	八〇三	二二四	九	二	―
一二、一	七八三	五五九	二二四	九	二	―
一二、二	八三八	六一四	二二四	八	二	―
一二、三	八一四	五九〇	二二四	六	二	―
一二、四	八八九	六六五	二二四	八	二	―

一二、五	八一八	五九四	二二四	七	二	―
一二、六	六四七	五一三	一三四	七	一	―
一二、七	六六二	五二八	一三四	八	一	―
一二、八	五九六	四六二	一三四	七	一	―
一二、九	四六五	三三一	一三四	七	一	―
一二、一〇	六二五	四九一	一三四	七	一	―
一二、一一	五七八	四四四	一三四	六	一	―
一二、一二	五五七	四二三	一三四	七	一	―
一二、一三	四六四	三三〇	一三〇	六	一	―
一二、一四	五五八	四二四	一三四	六	一	―
一二、一五	三六〇	三六〇	―	六	―	―
一二、一六	四一七	四一七	―	六	―	―
一二、一七	四七八	四七八	―	六	―	―
一二、一八	四〇九	四〇九	―	六	―	―
一二、一九	三八一	三八一	―	六	―	―

一二、二〇	四一〇	四一〇	—	九	六	一三五	—	—	—	—	—	—	—
一二、二一	三八四	三八四	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二二	一九八	一九八	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二三	二〇九	二〇九	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二四	二九一	二九一	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二五	一九五	一九五	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二六	二四七	二四七	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二七	二二一	二二一	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二八	二二四	二二四	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、二九	一八三	一八三	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、三〇	一三五	一三五	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—
一二、三一	一六五	一六五	—	二	三	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八三、三九九	六九、一五七	一四、二三	九八七		一三五							

第三章　横濱市水道水路の破壊と其の補修作業

（一月十五日の震災）

大正十三年一月十五日黎明に再襲せし激震は、九月一日以來水道の復舊工事に努力して將に完成せんとせし、事功をして殆んど水泡に歸せしめたる觀がある、今その被害の顯著なるものを列擧すると。

(1)道志川筋。

道志川沿岸の山嶽崩壞に因り、其の河床を埋沒して川形を變化せしむるに至つた。

(2)取入口及び青山沈澱池。

破損の個所尠なからざりしも、使用に堪へざる程度には至らぬ。

(3)導水管。

津久井郡城山々麓に位する大井隧道下に於て四十二吋鐵管の接合部脫出せし個所十八、又川井派出所馬頭地内に於て導水本管接合部離脫一ヶ所、中澤派出所地内より大島派出に至る間に於て、山岳崩壞に因る地面の地辷を

惹起し、十八吋及び二十二吋の導水管露出破壊して復舊不可能の狀態を現出した。

(4)西谷淨水場。

濾過池の大龜裂を生じ、又約四萬石蓄水の貯水池破壊の爲め五千石を漏出するに至つた。

(5)西谷淨水場より市內への送水管。

保土ヶ谷町宮川橋下に於て二十四吋及び三十六吋管の脫出を主なる損害とし、其の他接脫捻轉等又尠なからぬ。

(6)市內の配水管。

橫濱市內に於ける配水管は、末吉橋及び前田橋に於ける幹線鐵管の脫出を始め、其の損傷の大なること九月一日の大震災と擇むところなき慘狀を現出した。

水道の慘害以上列擧の如く、全市斷水の厄を再現したるを以て、水道當局は直ちに全力を擧げて之が改修と修理に着手し、先づ西谷淨水場の殘存貯水を配水せんが爲、同所より西戶部藤棚に至る八吋管の修理工事に努力し、早くも震災當日午後九時三十分には西戶部町、久保町の一部に給水を開始し、越えて十七日午前五時三十分には、取入口より西谷淨水場に至る送水管の修理成り、西谷淨水場に於て平時の半量約二十五萬石の着水を見るに至つた。同日午後六時保土ヶ谷町宮川橋下に於ける三十六吋管の補修工事を完了と共に、翌十八日午前三時神奈川町飯田町橫丁まで幹線の通水を了し、岡野町、西平沼町方面には細管を通じて給水し、十九日には神奈川町幹線より子安町入江橋まで通水し、反町二谷方面の支線給水の開始を見ると共に、一方西戶部町方面には八吋管の延長に依り、給水區域頓に擴大した、續いて一月二十一日には保土ヶ谷町宮川橋下の二十四吋管の破損補修せられ、野毛町都橋まで通水し、從つて日の出町、初音町、南太田町等、大岡川以西大部分の地域に給水し得るに至つた、一月二十二日には都橋より辨天橋を經て關內方面に至る、幹線の修理成つて通水せると同時に、末吉橋の破損個所改修に伴ひ、翌二十三日南吉田町及び大岡町、蒔田町の大部分に給水を開始した、一月二十四日には山下町前田橋の破損鐵管の修理を了り、北方町、本牧町を經て磯子町まで通水を完了したるも、關外及び中村町一帶の地域は漏水修理の爲め時々斷水を餘儀なくされたが、二十六日に

至り漸く完全に通水を見るに至つた、更に二十七日には壽町、松影町等の埋地方面の補給管通水完了に迄んで、今回災禍の水道補修は完成を告げ、西谷淨水場より市內への送水量三十三萬千五百三十石を算するに至つた。

第四章　橫濱市の給水狀況（一月十五日震災）

水道斷水の爲め市民に飲料水を供給するの喫緊の事務なることは、前九月一日震災以上の狀態である、當局は直ちに市內に水道斷水を宣傳し、同時に井水の檢査を施行して適當なりと認めし井水を利用せしむる以外、水源として元町ゼネラル給水會社（一日湧水量二百噸）、日の出町根本給水社（一日湧水量百噸）の井水を充當すべく極力之が準備に從事し、先づ辨天橋を基點として水船を以て此處に集注したるものを、自働車に轉載して各所に配給し、翌十六日に至り八時管の通水は藤棚まで延長し得た、更に根本給水社の井水施設改修工事竣成して水量豐富となりしを以て、給水基點を黃金橋及び藤棚にも增置し、一日一千石を給水し得るに至つた。

越えて十七日山下町第二消防署構內の井水は水量豐富にして、一日二百噸以上を算し、且つ水質も頗る善良なるを認め、辨天橋の基點を此處に移轉して自働車を增加の上給水を開始した、翌十八日には更に搬水電車を利用し久保町に於て水道水を積載し、一日二回の運轉にて弘明寺、本牧、八幡橋の三電車終點及び駿河橋、住吉町等の要所を選定して給水を充實したる結果は、一日三千石以上の給水量に上り、爾來水道の復舊工事進捗と共に市民に必要なる飲料水供給の安定を得せしむるに至つた、斯くの如く復舊給水の敏速に實行せられたるは當局努力の功果であつて市民たるもの、永く感銘より脫すべからざる記錄であらねばならぬ。

給水區域明細表

給水基點	水源	備考	給水區域
辨天橋	ゼネラル給水株式會社	水船ニテ回漕蒸氣ポンプニテ自働車ニ轉載配給	關內一圓、櫻木町、關外ノ大部
黃金橋	根本給水會社ノ井水	河畔ノ放流水ヲ水船ニ受ケポンプニテ自働車ニ轉載	南吉田町、蒔田町、大岡町、堀ノ內町、中村町、磯子町、關外ノ一部
西戶部町藤棚	水道	水道ノ消火栓ヨリ自働車ニ轉載配給	戶部町、岡野町、平沼町、高島町

月日	配水量	水道井水別	自働車數	電車數	水船數	摘要
一、一五	三二六	井水	七輛			
一、一六	一、〇〇〇	道水	一三			
一、一七	二、〇二一	井水	一四			
一、一八	二、六七二	道水	二〇	二輛		
一、一九	三、一九四	井水	二一			
一、二〇	三、三九二	道水	二三			
一、二一	三、一八五	井水	二三			
一、二二	三、一八二	道水	二三			
一、二三	二、七八五	井水	二二			
一、二四	二、二七九	道水	一九			
一、二五	一、五七八	井水	一三			
一、二六	八六五	道水	一三			
一、二七	一、〇三〇	井水	一二			

月日	配水量	水道井水別	自働車數	電車數	水船數	摘要
一、二八	五二〇	井水	一一			
一、二九	三八七	道水	五	一	十噸 二	
一、三〇	三七二	井水	五	一	十噸	
一、三一	三六四	道水	五	一	十噸	
合計	一三、二二二	井水	二四八	二七	二十噸 十八	

如上敘述の横濱市水道破壞の復舊及び給水施設に就ては、震災救護事業中最も焦眉の急なりしを以て、特に給水部を設置し專ら斯の事務に當らしめ、市當局者と相呼應して極力善處するところあつた、而かも兩者の努力を以てしても此の因難なる急務に應ずるには不充分なる點あるも料り難きを慮り、陸軍工兵隊及び自働車隊並に海軍側の應援に俟ち、始めて遺憾なき效果を斂め得たのである。

第五章　横濱市以外の分

第一節　横須賀市

(一)水道水路の破壞と其の補修作業

同市水道の水源は二ヶ所にして、其の一は三浦郡浦賀町字走水に、其の一は愛甲郡愛川村字半原に發する、兩水源の湧出狀態には聊か變化なかりしも、其の水栓は九月一日の震災直前即ち八月三十一日の現在に於て、專用栓六千二十三個、共用栓四百四十五個なりしに、內專用栓百三十個、共用栓十三個、燒失、水栓柱六百三十三ヶ所破壞、給水鉛管の切斷又は破損したるもの二百四十三ヶ所を算するに至つた。

更に走水貯水池(長七米幅四米)一ヶ所全潰し、市內瀧ヶ谷配水池(二十四坪三合)の周壁全部破損し、又市內逸見配水池の周圍混凝土龜裂及び陷落を爲したるもの二十六坪、同所下水溝龜裂陷落五十二間、同所下水土管破損九十九本、瀧ヶ谷貯水池敷地石垣五十二坪崩壞し、同逸見貯水池周圍混凝土二條龜裂、同水量水器室入口鐵蓋二ヶ所破損の外、敷地の龜裂、地盤の陷落等の損壞個所少なからずあつた。

水道鐵管の破損せるものは左表の如くである。

送水管

場所	管種口徑	延長	摘要
自走水々源地至瀧ヶ谷貯水池	一〇吋	四、〇六一間	離脫八ヶ所其他接合部弛離三ヶ所

配水管

場所	管種口徑	延長	摘要
自逸見配水池至瀧ヶ谷貯水池	一〇吋	一、一四九間	離脫三ヶ所破損一ヶ所
同	一八	三九〇	接合部弛緩
同	一三	一、一二六	同
同	一〇	四〇〇	同
至坂本三叉點至田戸聖徳寺	一八	七一五	離脫二ヶ所接合部弛緩數ヶ所
自深田三橋前至坂入派出所	八	八二五	同
自鞘裏門前至中里北村屋	一〇	八二〇	離脫四ヶ所接合部弛緩數ヶ所
自逸見配水池至大井戸前	一二	三八五	離脫三ヶ所接合部弛緩數ヶ所
同	八	三六〇	接合部弛緩數ヶ所

同	四	八五	破損三ヶ所接合部弛緩
同	三	二四	接合部弛緩
自不入斗橋 至屠殺場	八	三三〇	同
同	六	二七〇	同
同	四	六四〇	同
同	三	五二	同
自深田武藏野前 至平坂下	八	二一五	同
自逸見汀橋 至吉倉海岸壁道	一〇	六六五	破損二ヶ所接合部弛緩
自深谷觀念寺 至若松町大瀧町	四	一、七二九	接合部弛緩
同	三	七四〇	同
自深谷觀念寺 至若松町大瀧町	六	七四〇	同
同	八	六〇	同
逸見吉倉支線	四	一一五	同
同	三	三七〇	同
汐入遲刻坂線	四	三三五	同

同	三	一六〇	同
楠ヶ浦線	八	三一二	同
同	四	四八八	破損三ヶ所其他接合部弛緩
同	三	四〇〇	接合部弛緩
山崎線	｜	｜	同

以上記述の如く、同市水道の被害甚大なりしと雖も水源池の損壞比較的輕微なりしと共に、其の湧水量に變化なかりしを以て復舊工事の進捗敏速に運び九月二十一日に至りて略々震前と同一の送水を見るに至り、十月一日には船舶輸送給水を廢し、假共用栓に依り走水沿線一般に給水を行ひ、四月五日を以て全市に水道水を供給するに至つた。

(二)給水の狀況

前項記述の如く、當市は幸にして水源の湧出量に變化なかりしを以て當局は九月三日より鎭守府の傳馬船及びカッターを借入れ、主として走水の水源池より汲取して、海岸より回漕し市內に配給すると同時に、現在の井戸一千八百七

十九井中より、飲料に適するもの一千九十二井を選びて使用せしめたるを以て飲料水には甚しき窮乏を告ぐるに至らざりしのみならず、配送水管の接合部離脱及び破壊に依る漏水噴水の甚しかりしも、海岸に接近する地域なるを以て、大下水を通じて海中に排水することを得て浸水の厄を免れたるは、せめてもの不幸中の幸であつた。

第二節　川崎市

(一)水道水路の破壊と其の補修作業

同市の水道は其の取入口及び導水孔が何れも木管でありし爲、地盤に龜裂を生じたるに拘はらず、比較的破損少なく僅かに減水せし程度の損害なりしも、淨水場より川崎舊國道に至るまでの幹線即ち十四吋管及び其の支管の大部分は接續部を離脫し、或ひは龜裂を生せる等修理を要したるもの二十八ケ所に上り、更に各戸の導水小管を修理せし個所十五六を算した、此の破壊に遭逢するや當局者は必死の努力を傾倒し、晝夜兼行工事に從事したる結果は、九月八日には舊國道まで通水し早くも翌十日には、全市に亙り給水を開始するに至つた。

(二)給水狀況

本市に水道を施設せしは極めて最近の事に屬し、大正十年に始めて給水を開始せし以前は、各戸に一二の井戸を有せざるはなかりしを以て、水道水の給水不能となるや直ちにその井戸を浚渫して井水を飲料に供し得たので、甚しく窮乏を感じなかつた、然かも早くも九月十日には水道の一部工事が進むと共に水道の供給に復した、震災直前即ち八月中水道水の供給を受けし戸數一千七十五戸、給水量六十五萬六千三百五十石なりしが、災後九月中には給水量二十八萬八千四十四石に減少し、修理工事の漸進と共に增量し、十三年八月中に於ける給水戸數二千五十戸、給水量七十六萬五千百五十八石となり、寧ろ災前に比し增加するの好成績を擧げたのである。

第三節　三浦郡西浦村

(一)水道水路の破壊と其の補修作業及び給水狀況

西浦村字秋谷部落の五十三戸共同の簡易水道は、十二年七月中開始し、同字より約六丁を隔つる山中の水源池より二吋の鐵管を通じ、配水し來つたのであつたが、該鐵管の中央部に損傷を生じ一時斷水の已むなきに至つた、併し同地には從來の良井水少なからず殘存せるを以て、同年十一月氷道復舊に至るまで

井水を利用し、大なる窮乏を來さなかつたのである。

第四節　久良岐郡大岡川村

同村在住の二百五十戸、千二百八十一名に給水する水道の二吋管接合部離脱數ヶ所に及び、通水全く杜絶するに至り今に復舊する能はずして、在來の井戸を修復浚渫し、或ひは新に鑿井して之を使用する有樣である。

第五節　中郡秦野町

(一)水道水路の破壞狀況及び其の補修作業

水道水路に使用せる三吋及び四寸の土管延長一里三十町及び共用栓七十五個全然破壞し、且つ水源池の沈澱池(圓形直徑二十尺深さ九尺のものを除き)長方形の長さ四十二尺幅二十四尺、深さ九尺五寸の濾過池及び長さ六十尺幅三十尺深さ十尺の貯水池は周圍の石垣全部崩壞したる爲、給水全然不能の狀態となりたるを以て、九月四日消防組及び在鄉軍人會分會員の協力にて、水源池の殘存水を竹樋を以て町の中央部に通水して大桶に貯溜の上、夫れより分岐樋を通して各戸に給し、更に一吋半の鐵管を新設して給水を補助し、進んで町議を決し十七萬餘圓の豫算を以て、四吋乃至十吋の鐵管を敷設、十萬馬力の水壓喞筒を据付くべく設計を立て、十三年一月起工同年九月二十八日竣工を見るに至つた。

(二)給水の狀況

前述の如く水道の破壞と共に一時斷水せし數日間は、從來より存在せる井戸を浚渫修理して之を使用したるを以て、一般に渴水の厄を免るゝことを得たのである。

第六節　鎌倉郡

(一)水道水路の破壞と其の補修工事

同郡には特設の水道なきも、津久井郡丹澤山に水源を有する橫須賀海軍に供給する水道鐵管が、同郡岡村及び深澤村並に鎌倉町を貫通敷設しありしもの、隨所に損壞し殊に鎌倉町滑川々尻の水道橋堤防は、海嘯襲來に基因して決潰し、鐵管の破損せるもの五十本を算したるも、十二年十月復舊工事に着手し同年四月全部竣工するに至つた。

第七節　橘樹郡保土ヶ谷町

(一)水道水路の破壞と其の補修工事　(九月一日震災)

同町に於ける橫濱市水道の導水鐵管は帷子九百八十五番地先の水道橋に於て、

三十六吋、二十四吋、二十吋、十五吋半、八吋の五管共全部破壊し、其の他分岐管及び排水細管の破壊せらるゝもの多數に迄び、一時水道の給水斷絶するの悲境に陷つた、同水道は保土ヶ谷町に給水するのは副產物に過ぎずして、主として橫濱市に配水するの道程即ち中間の導水管なるを以て、之が復舊の成否は最も重大なる關係を有するものなるより、當局は極力之が修理に努力したのである、九月九日を以て工兵第十六大隊の援助に依り補修工事に着手し、同月末日に至り始めて二ヶ所に給水栓を設け、八吋管にて給水の端を開き、十月二十日には各字に一ヶ所の給水栓を設け、同月二十五日には辛うじて全町各戸に給水し得るに至つた。

(二)給水の狀況　(九月一日震災)

水道水を以て唯一飲料の資源に供したのであるが、當時現存せる井戸は僅々十戸一井の少數に過ぎぬのみならず、震災に因して減水、渾濁したるものも尠なからざりし爲、到底一般の需要を充すことは不可能で一時非常の窮境を現出したが、工兵隊の活動にて迅速に水道水の惠澤に浴するに至つたと云ふことは、同町民は素より橫濱市民の永く記憶に留むべき感謝であらねばならぬ。

(三)水道水路の破壞と其の補修工事　(一月十五日震災)

前大震にて保土ヶ谷町に於ける水道は殆んど完膚なきまで大破壞を蒙りたるに、再襲せる一月十五日の震災の魔の手は前震に劣らぬ慘禍を與へた。而かも當局は前震の經驗に鑑み、各種の研究を基礎としたる努力は、其の補修工事の進捗頗る順調で災後五日目にして全町に給水するに至つた。

(四)給水の狀況　(一月十五日震災)

全町井水の渾濁は寧ろ前震に比して甚しく、平常なりせば到底飲料に堪へざるも、渴しては盜泉の水も厭ふべきでない、甘んじて濁水を飲用せる慘境を現出した。

第八節　津久井郡

(一)水道水路の破壞と其の補修工事

同郡中野村及串川村に於ける兩簡易水道は、何れも土管を以て導水管と爲したるものなりしを以て、脆くも第一震にて殆んど全滅の狀を現出し、其の他の村落は概ね筧にて給水不能となりたるもの十中八九に及んだ、又橫濱水道は其鮑子取入口に於て、崖崩れにより水門を閉塞して平時の三分の一の水量とな

り、又三澤村字中澤地内に於ては、鐵管の破損ありて一時通水を絶つに至つた。

前述の如く水道土管の破壞甚深にして、到底姑息の修理を以てしては復舊不能なるを以て、中野村にては土管を撤廢して之に代るに鐵管或ひは木管とすることに決し、十二月二十日起工し、十三年三月三日竣成給水を見るに至り、又串川村水道は災後直ちに應急修理に着手せしも、爾來數々襲來せる餘震の爲め工程遲々として振はず、漸く十二月五日に至り始めて通水するに至るや、又々一月十五日の再震に遭つて大破壞を招き、再び給水不能と爲りたるのみならず、修理復舊の見込みなきを看取したる村民は、進んで鐵管に改造せんと決し、十三年二月十三日起工、同年八月三十一日竣工給水するに至つた、兩者共復舊費の八割五分を國庫より補助せられ、中野水道の工費二萬三千圓、串川村工費一萬三千圓を要した。

(二)給水の狀況

溪水を引用する所謂引水にありては、其の應急修理輕易なるを以て、先づ第一着に之が修補を速成して各村に於て唯一飲料の資に供した、特に中野村に於ては村費の補助を受け、村内十二ヶ所に共用水槽を築き、之に引水を貯溜して各戸の汲取に便ならしめ、又野村に於ては給水設備は地形の關係上、水口より隧道を穿ち通水せしめたりしが、隧道の崩壞に逢ひ給水全く壅塞するところとなりたるを以て、村民は奮起して積立金壹千二百圓を投じて新たに鐵管を購入敷設に努力し、一月三十日竣成充分に給水するに至つた。

第九節　橘樹郡鶴見町

淺野造船所の經營に成る水道は、其の水源は潮田町市場の鑿井水で、九月一日の震害にて貯水場の汲水モーターに故障を生じ、又導水管の各所離脫により其の補修工事竣成まで二週間斷水を見るに至りたるのみならず、一面各戸に現在せる井水は溷濁して飲料となす能はざりしを以て、姑息ながら一時濾過せし上使用した。

第十節　鎌倉郡戸塚町

同町旭町三十三戸に給水する私設水道は、九月一日の震災にて其の貯水池及び導水鉛管の大破壞を來し、一時給水全く不能となりしが、十月四日其の補修工事に着手し、同年十二日竣工した、給水不能の期間は從來より散在せる井戸を浚渫して之を使用せしを以て、甚しき窮乏を見なかつた。

(一)水道水路の破壞と其の補修工事

同郡愛川村字棧敷戸、四十餘戸に給水する簡易水道の導水土管七百餘間は、九月一日の震災にて龜裂又は接續部の離脫を來し通水全く不能の狀態に陷り、又愛川村中津川より取入口及び貯水池を有し、高峰、中津、依知の各村並に隣郡高座を經て橫須賀軍港に通ずる海軍水道は、其の取入口決裂と共に貯水池の一部破壞したるのみならず、導水管は殆んど全線に亙りて捻轉離脫して、給水全然不能の狀に陷つたのである。

前揭の簡易水道は愛川村棧敷戸部落の經營に係るもので、災後直ちに補修に着手し同年十月下旬より全部復舊するに至つた、又海軍水道は橫須賀鎭守府の經營なるが、地方請負人の手にて補修し、同年十月より漸く通水は出來しも、水源地の上流に山岳崩壞の爲め濁水甚しく、其の儘飮料に供する能はざるを以て、貯水池に明礬を混入して淸澄せしめた狀態であつた。

(二)給水狀態

本郡各町村の井水は概して減水し、殊に三田組合村中下川入村及び三田村地方は井水悉く枯渴し、新に鑿井するも湧出せず、同地一帶の村民は忽ち飮料水に窮乏を來した、當時岡村農商務省技師の調査に依れば、往年東北地方震災の際、山形市に起りし現象と同一であつて、激震の爲め第三紀層龜裂し、爲に洪積層下を流動する所謂地下水は龜裂面より竄流放下すると同時に、中津川上流沿岸の山岳地帶崩壞の爲、粘土膠解して洪積層及び中紀層の一部に膠着し、爲に水の滲透を阻止するに至りし結果、井水枯渴し其の壓力を減退したるものなれば、其の湧出を望まば地下數十尺以上を堀鑿せざる可からずとの意見を發表し、事實上鑿井殆んど絕望の狀態を來した、其の他各部落に於ける井水湧出の壓力低下し、又は井戸の破壞に依り使用不能に陷りし個所少なからずして、河泉の濁水を濾過して飮用し、一個の井戸を四十戸內外にて共用するの慘狀を呈し、使用不能の井戸四百十三個所の多きに達した、斯る狀勢であるから、橫須賀鎭守府は極力復舊工事の達成を期したるも難工事の個所尠なからず、爲に進行遲々として振はず、漸く十三年四月に至り始めて通水を見た、就中最も窮乏を告げたる下川入村地方に於ては、隣村中津川村坂本部落內の澤水より竹管を以て引水辛うじて飮料水を得、更に縣の救護事業として「プラオン

式」鑿井を試み、多量の清水を湧出し始めて愁眉を開くに至つた。

第十二節　足柄下郡

給水狀況

(一)水道水路の破壞と其の補修作業及び給水狀況

(イ)山下龜三郎經營に係る水道は、足柄下郡大窪村風祭山林中の溪水を二吋管を以て引水し、同村板橋及び小田原所在の別莊十五戸に給水する個人的施設に係るものである。

(ロ)箱根土地株式會社經營の足柄下郡宮城野村強羅附近の溪水を引用して、同地方の別莊六十戸に給水する二吋鐵管を以て導水する水道である。

(ニ)小田原電氣株式會社經營の水道は、二吋鐵管を以て箱根早雲山麓の溪水を引用して、強羅地域の別莊及び旅館等九十二戸に給水する。

(二)元箱根村營の水道は、小鐵管を以て元箱根村北方山林中の湧水を引用し、村内全部四十八戸に給水する。

(ホ)足柄下郡吉濱村字川西部落共同の水道は小鐵管を以て、同地西方山麓の湧出を導水して共用栓に依り同部落五十戸に給水する。

(ヘ)宮の下水利組合水道は、小鐵管を以て蛇骨川上流の溪水を導水し、組合員二百七戸に給水する。

(ト)片浦村米神部落の共同水道は、同村根府川地内山林中の溪水を導水して、共同栓により部落の全部六十七戸に給水する。

(チ)町谷水道組合水道は、足柄下郡前羽村字町谷の山林中湧水を導水して一大貯槽に蓄水し、之を三十八戸にて汲取する。

以上八ヶ所の水道は、九月一日の震災に於て元箱根水道を除きては、殆んど其の全部の鐵管接續部離脫又は破壞の厄に遭ひたるも、何れも小規模にして單に鐵管にて直接溪流、或ひは湧水を導水するに過ぎざりし爲、一時竹管等を使用して應急導水の途を計り、一ヶ月を經ずして復舊することを得たと云ふ狀況であつた。

第六編　雜錄

第一章　牛乳、煉乳及び氷の配給

傷病者及び乳兒、幼兒の榮養方面を慮る所あつて、臨時震災事務局より牛乳及び煉乳の給付を受け、之を各療養所並にバラック等に配給し、又治療の目的及び炎天の下に飢渇に苦しむ罹災者慰藉の爲め、氷の配給を必要とし、特に係員を設け物資の蒐集に從事せしめた、而かも當時横濱市及び其の付近に存在せる氷製造所の大部分は震火の厄に遭ひたるを以て、之を蒐集すること容易ならず、僅かに物色して漸く東京の日本製氷會社の製氷を買收し、後川崎製氷株式會社に於て一日八噸を製出する能力あることを探知し、之に交涉して一日一噸の分與を受くるに至つた、當時製氷の價格暴騰して一噸三十四圓を下らざりしも會社の好意にて頗る廉價を以て分與を得たのである。

牛乳及び煉乳配給表

種別	配給量	配給人員	備考
牛乳	二八五升	一、五六二人	
煉乳	一、〇〇〇封	八七〇人	

氷配給表

種別	配給量	配給箇所及配給人員	
		配給個所	配給人員
	一一噸	一五〇	七二、八七九
	三	二二	一〇、〇〇〇

第二章　バラックの建造及び改善

震災救護事務中最も重要なる事項は、衣食住の供給問題であつた、政府及び世人の憂ふるところもこれであつた。如何に活かすべきかゞ當面の急務であつたれば幾十萬人の罹災者をして、如何となれば此の三大問題の前提には衞生的見地に出發せざる可からずと雖も、飢たるものは食を選ます、事迫り情急なる當時の狀勢にありては、五十七ヶ所一萬五千餘坪のバラックを急造したるに對し、其の衞生的見地よりの顧慮を拂ふの遑なかりしは無理からぬ事態であつた、然れども衞生當局は之を職責の上より放置することは出來ぬ、特に調査機關を設けて敷地、構造、照明、上下水道、浴場、便所、塵埃處分の狀況を調査して、其の施設に關し改善を要するものは、當時者經營者若くは居住者に注意を加へ、又消毒班を督勵して井水、下水、塵埃箱及び便所等に嚴重なる消毒を施行せしむる等最善の努力を之に傾注した、其の當局の注意に因つて改善せしめたる事項は大要左の如くである。

(1)床の低きに失する嫌ひあるものに對しては適度の高さに改造せしめた。

(2)各室には相當の間仕切を爲さしめた。

(3)各室には採光窓一ヶ所以上を設けさした。

但し表入口其の他の個所に硝子戸又は障子戸の設けがあつて、採光上充分なりと認めし構造に對し省略することを得せしめた。

(4)井戸水を使用する場所にして、水質の不良なるものは嚴に其の飮用を禁じ、且つ構造の不完全なるものは直ちに之を改造せしめた。

(5)炊事及び洗濯場に特に流場を設けしめ、又下水の流通を充分ならしめた。

(6)塵埃箱の設けなき場所は之を新設せしめた。

(7)便所は居住者約三十人に對し一個所の割合を以てし、便池は不滲透性の器を用ひ、且つ住所と適當の間隔を置かしめた。

(8)共同浴場を其の附近に新設し、バラッヽ居住者の清潔保持に資せしめることに勗めた。

第三章　屎尿、塵埃の處置

罹災地帶は勿論避難人密集地域の汚物を掃除し、其の清潔を保持するは當時衛生上、特に傳染病豫防上重要事項の一つであつた。當局は擔任者を定めて各方面に亙りて視察を嚴にし、市町村吏を督勵せしむると同時に、其の容器運搬具、消毒藥等を供給援助し、特に横濱市内には千歳橋外三十二ヶ所に假共同便所を新設し、各戸の汲取は附近農民をして之に當らしめた、又塵埃は市内を五區に分ちて、市吏員監督の下に之を一定の場所に搬出して、燒却或ひは廢棄せしめた、當初到る所糞便と塵埃とを以て堆積せざるはなく、密集避難所の如きは其の汚穢と臭氣に堪へざる狀態であつたが、當時者の施設と精勵を以て迅速に整理復舊を見るに至つた。

第四章　寄贈品の處置

震災誌の叙述に方りて最も深き肝銘と感謝の涙を紙上に濺ぐことを禁ずることの出來ぬものは、内外人が人間相愛の至情より寄與せられたる翕然たる同情である、大破壞に伴ふ大窮乏は等しく幾十萬の我罹災縣民の甜めたる苦痛であつた、特に傷病に對する醫療材料の缺乏は、悲慘事中の最たるものである、此の時に當りて内外人より寄贈せられたる材料の到着せし際の喜悦の感は、恰も大旱に雲霓を望みたるが如くであつた、別表に示せる愛と誠を罩めたる材料品は、早くも災後旬日を出でずして續々接受するに至りたると同時に、當局は斯る性質の寄贈品は、最も有效にして且つ有益に使用すべき重大の責任を荷ふことに思念し、之が取扱主任を精選し、恪勤にして謹直なる濱田技手をして之に當らしめ、其の受領保存配給をして圓滑公平ならしめ、縣下全般の幾百ヶ所の救護所、病院、隔離病舍をして、其の惠澤に浴せしめた、由來各種の義捐金品の處分に付ては苦情百出、内には忌むべき風評を耳にし、甚しきは不正の行爲

ありとして檢擧せられたるもの鮮少でなかつたに拘はらず、本縣に於て數月の永きに亙り、斯る繁難の事務に從事して一點非難の聲を聞かざりしは、偏へに當事者の精勵と謹直の致すところであらねばならぬ。

自働車使用回數表

月	十月	十一月	十二月	計	一月	二月	三月	計	合計
八三二	五五〇	四一六	四九四	二、二九二	九二	九〇	九六	二七八	二、五七〇

使用人夫表

月	十月	十一月	十二月	計	一月	二月	三月	計	合計
二、二〇三	六九九	五七五	七九八	二、二七九	二九八	四三	八四	四二五	三、七〇〇

第五章　獸肉の供給

災後凡ての物資に窮乏を告げ、特に食料品中最も邦人の嗜好に適し、且つ滋養分に富む魚類は、近海漁業の中止と罹災屍體を魚族が食したりとの嫌惡心より、供給需要共に一時全く廢絶し、爲に一般保健衞生に影響するに至らんことを慮り、岡本技師を主任とする當局は、非常の精勵を以て破壞せる各屠獸場の復舊を圖り、更に横濱市井戸ヶ谷、瀧頭を始め、郡部の要所數ヶ所に假屠獸場を新設して、供給力を潤澤にして肉食に便宜を與へしため、市内は勿論郡部邊阪の地まで、食膳獸肉を供ふることを得て衞生上至大の貢獻を爲したのである。

假設屠場に於ける屠獸表

月日 / 種別	九月	十月	十一月	十二月	計	備考
牛	二六七	六九七	六七六	八二六	二、四六六	
馬	四七	九八	九八	一三五	三七八	
犢	一	一	一三	二三	四七	

	三	四
羊	三九一	一、五〇四
豚	七〇九	二、三一〇
合計	一、七一六	二、三九五
	二、五〇二	三、二八〇
		六、〇〇六
		八、九〇一

第六章　民間刀圭界の活動

醫は「仁術也」の標語は明治以前の陳套語として省みられざるに至り、方今は醫業も亦普通の職業者と擇むべき點なく、滔々として漁利是れ事とする狀勢を馴致するに至りたるは、已むを得ざる時代の傾向に屬すと雖も、又一脈彼等社會に流るゝ血管内には、漁利計數以外に仁俠なる良血の流動するものがある、今や本誌を編述するに方り、各方面に渉り資料の蒐集中料らず、醫師界の狀景を知ることを得て、編者は衷心より欣快の情禁ずる能はざるものがある。

左表に揭出せる八十有餘名の開業醫師は、災禍に當り何れも蹶起して各その天職を發耀して、窮乏に堪へ災民の救療に盡瘁したるもので何れも卓越したる功勞者として特筆すべきものなることは言を待たざるも、先づ左記四名を代表者として記述することゝした。

横濱市元町五丁目　繁田五郎　文久三年二月生

同醫師は岡山縣後月郡吉井村名家の出にして、幼にして穎悟闊達夙に醫學を志し、笈を負ふて大阪醫學校に學び、明治十七年學成り海軍々醫に任ぜられ、東京芝海軍病院に勤仕すること三年、辭して横濱に出て肩書地に開業し今日に至つた、此間横濱市學校醫會長、神奈川縣學校醫會長、横濱市區會議員、衞生組合長、檢疫副委員長、都市計劃神奈川縣地方委員等の公務に服し、數々功績顯著なるを認められ表彰せられた、特に國利民福を念とするに厚き、自ら抱負する政治的理想を達せんとせば、議政壇上に立つを捷徑なりと覺悟し、明治四十四年始めて縣政壇上に現はれ、穩健の議、侃諤の論は、早くも議場の内外に重視せられ、爾來每回當選の榮冠を得ざるは莫く、更に推されて參事會員たること七回を重ね、現に榮職を持續するに徹するも、如何に卓拔なる識見が我が縣民に認められたるかの一班を窺知するに足ると思ふ。

大正十二年九月一日及び十三年一月十五日の兩回に於ける大震災が、我が幾

萬の縣民を斃し、幾億萬圓の財貨を殄滅するに至つた、當時先優後樂の志に富む同醫師の骨鳴り肉躍りしは當然にして、殊に衞生行政の施行に便宜の地位にあるより、福田衞生課長と策應して、救護防疫復興施設に貢獻するところ多大なるのみならず、內外多事の一身を以て、震災直後の九月十七日には結束して足柄郡箱根、眞鶴、根府川、土肥方面の衞生狀態視察の途に就きしが如きは、その殉公の志に燃ゆる眞骨頭を卜知するに足るのである、當時國府津以西は交通機關の大破壞にて、乘車の便の如きは絕對に杜絕せしのみならず、山岳の崩壞、道路の陷落等の危險あり、足一度根府川部落が數十仞の崩崖崩潰の下に埋沒したる慘境を實踐するに迄んで、誰か慄然として懼れざるものあるべきやである、同醫師の此の行ひは眞に犧牲的精神より出發せるもので、時に或ひは親ら馬を陣頭に進めて活動寫眞の辯士の役も勤めた、或ひは警察官や檢疫委員等を鞭韃鼓舞して防疫的豫防注射をも行つた、南船北馬殆んど席の暖まるに遑ないとは、當時の同醫に當て箝まれる活動振りであつた、今や曠古の震災を記錄すべき此編を叙述するに方つて、同君を功積者の一人として特筆せしは、斷じて偏見でないと信ずる。

橘樹郡鶴見町總持寺前

眞田病院長　眞田祐太郎

明治十九年十月生

同醫は山形縣鶴岡市の出で、故宮內省侍醫男爵岩佐純先生の高弟である、天資明敏二十二歲の青年で既に試驗にパッスして開業免狀を得たのであつた、而かも篤實溫厚にして、自己を薄ふし他人に厚き古聖賢の言行を慕ひ、常に恩師岩佐男の高風に憧憬追慕する奧床しき人格者である、其の患者に接するにも貧富貴賤を以て待遇を一二にする人情の弱點を深く自ら戒め、博愛と平等を以て同院のモットーとして、十年一日一貫渝ることなき當世得難い好紳士である。

偶々彼の大震災に遭逢するや、同所は京濱間の中心地帶に屬するより、避難者往來の焦點となり、その混雜名狀し難く、特に鮮人數百名は土地の住民より誤解せられ非常の窮境に陷り、僅かに官憲の保護により事なきを得た騷擾中、君は慨然として其の噴火口に立つて鮮人の傷病者二百餘名を施療し、町民の反抗に對したるが如きは、到底常人の爲し難い正義の發露であつて、君が天理人道を踏んで懼れざる丈夫的平生を語るものである、更に君が經營の病院は幸に

倒潰の厄を免れ、診療材料の殘存するものありしを以て、同院を開放して一般傷病者の施療に從事し、又私財千金を擲ち、米、鹽、罐詰を買入れ之を施與したる奇特の行は、本誌に特筆すべき價値ありと信ずる。

橫濱市福富町三丁目
當時橫濱市醫師會長　德　永　竹　二　郎
文久三年十月生

橫濱市は殆んど全滅の慘境を現出し、從つて在市開業醫二十餘名の死者を出し、貨財の如きは悉く蕩盡せしられたる慘憺たる光景を呈したのである、君自身も住宅を燒失し僅かに身を以て免れたる境地に在りながら、老軀を提げ會員の救助と復興の任に當り、日夜孜々東奔西馳する所あり、爲に能く會員の離散を防止し、復舊を助成せしめたる、殉公去私崇高なる人格の發揮は當世稀觀の善行とせざるを得ぬ、而かも同醫は多年橫濱市の囑託醫として十年一日の如く、恪勤精勵市の醫事衞生に貢獻する所鮮少でなかつたのである、特に往年本縣に「ペスト」の侵襲するに方りて、本病に經驗乏しき當局及び醫師等は勿論、一般民衆は戰々惴々として、徒に狼狽周章策の施すべきものなく混沌たる光景中に立つて、鐵の如き堅き決意を以て、屢々危地に入り險地を履み、之が防疫の重務に就き偉績を斂めたのである、當時彼が親戚知己は身邊の危險を案じて注意するに對し、儼乎として之に應へて『職務の爲め斃れて後已むは予の本懷とする所である』と風霜烈日の意氣懦夫をして起たしむるの概があつた、彼が曠古の大災害に方りての活動が斯の如きものゝありしは、其の平生の心事を發し露得たものに過ぎぬ。

橫濱市根岸町
當時根岸療養院長　大　村　民　藏
慶應三年七月生

大村醫師の經營に係る根岸療養院は、彼が畢生の心血を濺ぎ、築き上げたる縣下有數の療養所である、海に臨み山を負ふ形勝の好適地を選み、規模の雄大にして優雅なる能く彼が性格を此處に描出反影したるものであつた、勁烈猛激を極めし大震の魔の手も之を愛惜せしものか、全滅の厄より免れたるを幸とし、當時入院せし有料患者五十名餘を他に移して、全院を開放し、一般傷病者の施療に從事したのである、而かも尙ほ力の足らざるを憂ひ、災後七ヶ月の永きに

渉り、赤十字社震災臨時救護部に無償にて全院を提供したのである、彼が自己生活の根據を棄てゝまで公益の爲め社會の奉仕に努めたる一事は、以て本誌に功勢者として特筆したる次第である。

開業醫救療成績表（十三年二月十日現在）

従事月日		外来收容 人員	延人員	一人一回 人員	延人員	住所	氏名
自 九、一〇、一四	至 同	二三		一六		中郡相川村岡田一番地	北村彦三郎
自 九、一二、一	至 同	六二				橘樹郡川崎町砂子一四八番地	稻葉博
自 九、一三、一	至 同	五				同郡保土ヶ谷町帷子一八四番地	松島松太郎
自 九、一五、一〇	至 同	四六二	二、二五〇			日本鋼管株式會社附屬醫院	村岡正夫
同	同	同	同			同	吉田賢吾
同	同	同	同			同	石井靜夫
自 九、一四、一二	至 同		一、三五〇			橘樹郡潮田町潮田二、〇五二番地	淺川源一
同	同	同	同			同 同町二、三五〇番地	渭東繁
同	同	同	同			同 同町二、三六五番地	鷲見鐵二

従事月日		外来收容 人員	延人員	一人一回 人員	延人員	住所	氏名
自 九、一、一	至 同	三〇				橘樹郡川崎町新宿四六番地	菱沼良雄
自 九、三、一〇	至 同	二八	八四〇	六六	一、九八〇	同 郡川崎町新宿一四〇番地	武山旦子
自 九、五、一〇	至 九、一五、一五	檢 一一三	一、七五一	五二	六三二	中郡須賀村須賀一、六五〇番地	宮守卓爾
自 九、一〇、一	至 同	一九	七三			同郡伊勢原町板戸三九三番地	堀江仁
自 九、一一、一	至 同	一九	一五	四六		同郡大野村四ノ宮五〇五番地	沖津直
自 九、一三、一	至 同	二九	七〇	三五九		同郡金目村南金目八八七番地	長谷川喜馬太
自 九、一四、一	至 同	一九	一五	一八		同郡神田村六二二七番地	神崎正之輔
自 九、一五、一	至 同	二〇	七〇	二八〇		同郡比々田村神戸五三八番地	坂間祥太郎
自 九、一六、一	至 同	二〇	一五	一五		中郡大山町大山三九四番地	淺岡愛造
自 九、一七、一	至 同	一三	一五	一五		同郡大磯町大磯一六二番地	有近恵義
自 九、一八、一	至 同	一五	一五	一五		同郡同町同字一〇三二番地	脇山善人
自 九、一九、一	至 同	一五	一五	一五		同郡同町字高麗四二九番地	曾根田泰男
自 九、二〇、一一〇	至 同	一五	一五	一五		同郡同町字大磯一七五番地	進藤玄敬
自 九、三〇、一一〇	至 同	一、七五一	三、六三七	五二	六三二	横濱市根岸町芝生二、一九四番地	大村民藏
自 九、一五、一	至 同	七三				同 市本牧町上臺	牧野錬三郎

自九、二 至一〇、二一	—	四、〇四四	—	—	社團法人實費診療所橫濱支部長	渡邊典吉
自九、一 至一一、三〇	—	四、五〇〇	—	—	日本海員掖濟會橫濱病院	吉川虎二
同	—	同	—	—	同	若林巳三郎
自九、二 至二、一〇	—	一、四〇〇	—	—	橫濱市神奈川町	大藏經德
自九、一 至一〇、一五	—	二、〇〇〇	—	—	同市青木町輕井澤二、〇〇七番地	原田晉
自九、一 至九、二六	—	三、八〇〇	—	—	同市本牧町字原一、二〇七番地	廣瀬彌作
同	—	同	—	—	同市同町同字一、二三九番地	佐藤幹治
自九、一二 至九、一七	—	一、〇〇〇	—	—	同市根岸町坂下西部自衞團	飯田四郎
同	—	同	—	—	同	樋口謹之
同	—	同	—	—	同	長坂潤二郎
自九、一 至九、二〇	—	二、五〇〇	—	三六	橫濱市本牧町原一、一三一番地	大胡喜作
自九、一 至九、三〇	—	九〇〇	—	五	同市子安町三、二九〇番地	岡村信吾
自九、一 至九、三〇	一五	二八	一八〇	二〇八	同市青木町廣臺一、一一二番地	須藤求
自九、一 至九、三〇	—	三、〇〇〇	—	—	同市根岸町八七〇番地	長坂潤二郎
自九、一 至九、三	—	一五、〇〇〇	—	—	同市中村町四三一番地	松本茂

自一〇、二五 至一一、二五	四一八	二、三〇〇	—	—	同市尾上町六ノ八七番地	佐藤秀太郎
自九、一 至九、二四	—	一〇〇	—	—	同市瀧頭町五四番地	岡幾造
自九、一 至九、一〇	—	二〇〇	—	—	同市公園グラウンド	絹川義温
自九、二 至一一、二	—	六〇〇	—	—	同市青木町上反町四八四番地	中島惇
自九、一 至九、三〇	—	一〇〇	—	—	同市神奈川町十番町二五〇番地	岩田要助
自九、三 至一一、二五	—	一七〇	—	—	同市常盤町四ノ五九番地	福田勝平
自九、二 至九、三〇	三五〇	一、三〇〇	—	—	同市神奈川町平尾前二、五一四番地	山田元康
自九、一 至九、三〇	—	二、八五〇	—	—	同市大岡町七一八番地	荒井芳太郎
自九、一 至九、一五	—	一、五〇〇	—	—	遞信省所屬羅州丸船內	井澤郁次郎
自九、三 至九、二五	—	二、〇〇〇	—	—	橫濱市根岸町一、〇〇八番地	樋口謹之
自九、五 至九、一一	—	三〇	—	—	同市福家町一、一九九番地	伊藤小三郎
自九、一 至九、一五	—	四〇〇	—	—	同市神奈川町中川二四〇二番地	宮田クニ
自九、一〇 至九、三〇	—	九八九	—	—	同市南太田町九八四番地	下田芳次郎
自九、一 至一〇、二〇	—	三三八	—	—	同市磯子町二二一番地	塚田末吉
自九、一 至一〇、二〇	—	三三八	—	—	同市長者町二ノ一四番地	佐藤良輔

自	九、一四	至	九、一〇一	一五〇	四五〇
自	九、一〇一	至	九、一一二		
自	九、一一三	至	九、二六三	二、五〇〇	
自	九、二六四	至	九、三〇一	一五〇	
自	九、三〇二	至	九、一〇一	九〇〇	
自	九、一〇二	至	九、一五二	一九〇	
自	九、一五三	至	九、二〇一	二、九二七	
自	九、二〇二	至	九、二五一	二〇〇	
自	九、二五二	至	九、三〇一	二〇〇	
自	九、三〇二	至	九、三〇六	一〇〇	
自	九、一〇一	至	九、一五一	一、一〇〇	
自	九、一五二	至	九、二〇一	一、六〇〇	
自	九、二〇二	至	九、二五一	二〇〇	
自	九、二五二	至	九、三〇一	二〇〇	
自	九、三〇二	至	九、三〇六	一〇〇	

同市蒔田町八八二番地					
同市根岸町三、五六七番地					
同市北方町小港一六七番地					
同市本牧町天徳寺下七二六番地					
同市本牧町箕輪下三九八番地					
同市青木町一、〇〇一番地					
同市南太田町一、四二〇番地					
同市青木町二、〇〇七番地					
同市中村町二、五五二番地					
同市根岸町字竹丸三、一五六番地					
同市井戸ヶ谷町七〇七番地					
同市淺間町八九七番地					
同市子安町二、九〇七番地					
同市大岡町字石田二七〇番地					
同市神奈川柳町九七二番地					

八川宗伯	
飯田春畦	
高橋五男也	
東養志丸	
波邊熊雄	
原重雄	
村山隆美	
原田晋	
竹村茂三	
小笠原實	
島田要	
太田繁	
加藤清	
織田清之助	
高柳章次郎	

自	九、一三〇	至	九、一三〇	一一七	
自	九、一三一	至	九、一四一	三、一五三	
自	九、一四二	至	九、一五一	一五	
自	九、一五二	至	九、一六一	一、一〇〇	
自	九、一六二	至	九、一七一	一〇〇	
自	九、一七二	至	九、一八一	八二	
自	九、一八二	至	九、一九一	一〇〇	
自	九、一九二	至	九、二〇一	一、二〇〇	
自	九、二〇二	至	九、二一一	一〇〇	
自	九、二一二	至	九、二二一	一、一〇〇	
自	九、二二二	至	九、二三一	一、五三六	
自	九、二三二	至	九、二四一	一〇	
自	九、二四二	至	九、二五一	一〇	
自	九、二五二	至	九、二六一	六五〇	
自	九、二六二	至	九、二七一	六五〇	
自	九、二七二	至	九、二八一	七六七	

同市西戸部町一、四〇四番地					
横濱市中村町池ノ下五六六番地					
同市中村町打越一、四六六番地					
同市南太田町二、〇〇三番地					
津久井郡烏尾村一三四番地					
同郡中野村五四五番地					
横濱市神奈川柳町九七二番地					
横濱市立十全醫院長					
同市本牧町原一、二三九番地					
久良岐郡大岡川村					
同郡屏風ヶ浦村					
同郡金澤村					
同郡同村					
同郡六浦莊村					
同郡同村					

宮下時造	
鈴木茂三郎	
藤井幸雄	
中井鼎司	
森田淺次郎	
山口暉榮	
木谷恒	
片山久壽頼	
廣瀬彌作	
朝倉強治	
同卓	
渡邊彌一	
青木巽	
上村勇夫	
田中惟一	
島倉良久	

自	九、一五	—	五〇〇	—	—	—	—	高座郡藤澤町五三二番地
至	九、二〇	—	一、二〇〇	—	—	—	—	三浦郡浦賀町船渠會社
自	九、二一	—	六〇	—	—	—	—	同郡逗子町山ノ根四〇五番地
至	九、一五	—	一〇〇	—	—	—	—	
自	九、三〇	五〇〇	一、五〇〇	二一〇	—	三〇〇	—	橘樹郡鶴見町總持寺前
至	九、三一							
自	九、三一	四〇〇	一、八〇〇	—	—	—	—	横濱市相生町二丁目
至	九、三一							

第七章　一月十五日再震の救護狀況

大正十三年一月十五日拂曉に於ける激震は、縣民百二十萬の心膽を寒からしめた、幸に震度前震の如く酷烈を極めざりしと、火災の厄を免れたるを以て、橫濱市水道の破壞を除きては前災の萬一にも及ばざりしも、震源地と稱せし丹澤山の高座及び中の兩郡は、多少の被害を免れざりしを以て、當局は一面には前災に倣ひて橫濱市の給水及び水道の復舊に努めた。(別項水道の破壞狀況參照)

(1)橫濱市特に保土ヶ谷、淺間町、久保町、岡野町方面と、蒔田町、大岡町、南太田町、中村町、根岸町方面に二分して、各醫師一名補助員二名より成る救護班を自働車にて分遣し、負傷者の應急救助に當らしめたるも、多くは早くも各所在の救護病院、救護所等に就き、夫々診療手當を受け居りたる狀態にて派遣班の手を煩はすに至らなかつた、負傷者にして收容せしもの五十名、外來三百名に過ぎざりき。

(2)郡部に於ては高座郡御所見村、海老名村、座間村、六會村、有馬村、小出村の各村を中心とする隣接町村に醫員二名、看護婦二名、救護員二名より成る救護班を自働車にて派遣し、更に郡役所及び郡醫師會に醫療材料を配給して、協力して救護の任に當らしめた、又中郡方面には赤十字社神奈川縣支部より救護班を特派し、之に添ふるに本縣より所要材料を自働車に積載し、警部補巡査部長各一名を派し、救護に努むる所あつたのである、其の被害左表の如し。

一月十五日震災被害表

郡＼市	死亡			負傷			全潰			半潰		
	男	女	計	男	女	計	住宅	非住宅	計	住宅	非住宅	計
市	一	三	四	一〇一	二五	一二六	二五	六五	九〇	一〇	八	一八
郡	三	七	一〇	一七六	三六五	五四一	三、五三六	二、五二九	六、四五九	六八九	一、九九七	二、六八六
合計	三	一〇	一四	二一七	四六六	六八三	三、五六一	三、〇三七	六、五八五	六九九	二、〇〇五	二、七〇四

第八章　衞生職員活動狀況

(1)

本誌に於て矜るに足るべき奇蹟的の事績があつた、其は横濱市に於ける本縣所屬の建物中、唯一殘存の官衙として、一時縣假廳舍に充てられ、震災救護事務策源の中樞となりたる、櫻木町所在の海外渡航者檢査所が即ち之である、同所は大正十年中國費四萬餘圓を投じ築成したる、木造煉瓦張惣二階百坪餘の建物であつた、其の附近には東本願寺別院、農工銀行、中央職業紹介所、市瓦斯局等の大厦高樓櫛比隣接し、而かも何れも破壞と燒失を免れざりしに、獨り同所が超然として其の災禍の環境より逸脫したる原因を尋究するに、當時激震の起るや、主任技師見留春海始め其の職員は刻々迫る危險を冒して、協力能く各窓戸を完全に閉鎖したる一事が、確かに少くも火災の厄を免れたる功果と爲さゞるを得ぬ、抑も同所は建築後未だ年處を經ず、特に木造スレート葺なりしを以て、比較的耐震力に富みたるべきも、本願寺大伽藍の炎上と共に其の類燒を免れ難かるべしとは、誰人の頭上にも描かれたる想像であつたのである、當時堂々たる大建築にして其の震害を免れながら、遂に火災の厄より脫することを能はざりしは、震撼の勁烈急激にして完全に其の窓戸を開鎖するの遑なく、間隙より侵入せし火焰の爲に内部の可燃物を焚燒するに至りたるもの比々皆然らざるは莫かつた、彼の正金銀行等の慘憺たる殘骸は、明確に立證し左券とするに足るのである、是に於て窓戸閉鎖の一事が同所をして、荒凉たる燒土の中に立つて燦然たる偉觀を現出せしめたる功績なりとの斷案は、强ち過褒の辭に非ずと信ずる所以である、越えて翌二日未明には知事以下各部長及び課長等會集したるも、時々起る餘震の危險は室内に晏如たるを容さず、同所前の道路に卓子、椅子等を搬出して、徹霄蝟集せる傷病者の應急手當其の他の救護事務に執掌するに至つた。

當時長官として將た個人として安河内知事の態度は、其の全人格を發揮し、悠容迫らず毅然として犯すべからざる的の立派なるものであつた。知事は既に灰燼に塗れたる白袴洋の茶褐色に汚變したるものを着し、彼の激震と猛火の中に起つて部下を激勵指揮する狀は、恰も勇將が千軍萬馬の馳驅中に號令叱咤するが如き慨があつた、爲に動もすれば沮喪せんとする士氣を皷舞振作せしめた

ること幾許なるを知らないのである。斯る混亂の狀態に於て早くも知事等は凝議の上夫々部署を定め、福田衞生課長を救療係長とし、各救護班を畫策する等宛として海外渡航者檢査所は本縣震災救護の策源地たる觀を呈した、爾來救護本部として十月三十一日迄繼續するに至つた、而かも見留技師は自宅を燒失して家族を安住せしむるの遑なく、日夜救療事務に努力し、九月二日より十月三十一日迄の救療人員五千六百四十一人の多に上つたのである。

(2)

眞金町病院は當時八十五名の患者を收容し居りしが、脆くも第一震と共に全潰且つ全燒し、一時慘憺たる修羅の巷と化し、患者の多數は倒壞家屋の下敷となりたるも、勇敢沈毅なる清水院長は自ら其の先頭に立つて職員を激勵して、最善の努力を傾倒したる結果は、患者九名職員二名の死者を出したるのみにして其餘は皆安全に救護するに至つた、而かも殘存の患者職員の散逸を防がん爲め、自ら之を統率して安全地帶に避難せしめ、更に患者を一時自己の住宅を開放して收容したるが如きは、此の災禍に方りて遺憾なき行動として、推稱するに値すべしである、果然勇將の下に弱卒なく、部下の醫員以下小使の末に至る迄患者の救護に盡瘁して一身一家を顧みざりし美擧は、汪洋として此の院内に發現し、就中事務員中野寛は迫促せる危險を冒して、患者の救出に努力せし後、已に同院の一角に延燒して渦卷く黑焰の内に突入し、豫て院長の周到なる要意を以て非常用として備ふる所のヅック製大袋に、重要書類、醫療器及び金庫内に藏置せる貴重品「ラヂウム」(價格二千圓)等を入れて之を搬出し(目方十貫餘)、數丁隔りたる第二衞生試驗所のペスト收容室に安置して、其の一切を保存する事を得たる功績は、本縣所屬の吏員にて外事課屬高崎武揚と共に、殊勳者として双璧たりしものである。

(3)

衞生試驗所(第一第二)は激震と共に、其の建物の殆んど全部破壞燒燼し、第一試驗所主任多田技師の如きは頭部其の他に重傷を負ひしに拘はらず、能く苦痛に堪へ辛苦を忍び、部下職員に率先して奮闘をつゞけ、災後一般衞生上一日を緩ふすべからざる重要の任務たる、飲食物特に飲料水の試驗に努力する所あり て、(傳染病豫防措置の項に詳述す)衞生施設の上に貢獻する所鮮少に非ざりしは公職に在るものに採つて以て好範とすべき事績の一たる可しである、又第二衞

生試驗所にありては、當時職員の多くは各地に出張し、特に主任大川技師は大綱村の腸チブス流行地に出張すべく、途次東神奈川驛に到るや激震に遭ひ、自己所管試驗所の安否を慮り、直ちに危險を冒して歸所したるに、當時在所せる者は蒔苗技手、吉田監吏等の少數者に過ぎざりしを以て、之を糾合督勵し顯微鏡其の他の重要なる器械を搬出し、且つ同所構内に避難せる數百名の罹災者は、動もすれば不穩の言動に出でんとし、傷病者は苦痛を訴ふる等、其の混雜名狀すべからざるに際會し、一方には傷病者を救療する傍ら、一方には興奮せる避難者を慰撫鎭定する其の苦心と勞力は眞に想像の外にあつた、又同所囑托技師にして「ワクチン」研究家として聲名嘖々たる助川博士は異常の緊張と精勵を以て其の妙腕を「チブスワクチン」の製造に傾盡した、抑も「チブスワクチン」は勿論、虎列拉、百私篤、流行性感冒の「感性ワクチン」の研究と、其の製造及び實行に就ては、本縣が先鞭を着けたる名譽ある歷史を有することは、世既に定評の存するものがあるから、今更之を縷述の要なしとするも、災後東京帝大敎授竹内博士の厚意にて、血精製造の器具一切の貸與を受け、僅かに殘存せる殺鼠劑製造所の一室に於て、晝夜兼行其の製造に從事し、二十三萬五千CCの多數を製出して、災後の防疫上偉大の功果を斂め得たる勤勞は、以て多とするに足るべしである。

(4)

醫務所主任栢原技師は震災當日小田原に出張中なりしが、足部に負傷し步起の自由を缺きしに屈せず、奮起して同地の救護事務を援助し、更に災後の三日には歸廳席未だ暖まるに遑なく、早くも神奈川方面に出動して救護班施設の任に就き開業醫を勸說して五ヶ所の救護班に配置し、猶ほ窮乏せる醫療材料を蒐集配給する等苦心慘憺たるものがあつた、加之同技師は屍體檢案の主任として、災後最も困難なる事務に執掌せしのみならず、其の住宅は全燒の厄に遭ひ、家族の安否すら知る能はざる混沌たる狀景中に在りて、能く公私の輕重を甄別して、決然公に走り私を棄て、孜々として困苦と鬪ひ窮乏に堪へ、無慮六萬有餘の傷病者救療の重任を全うしたる功績は、以て偉なりと爲すべきである。

(5)

防疫監吏技手中矢盛計は、震災當日縣廳衞生課に出勤中此の災禍に遭ひ、流石宏壯なる大建築廳舍も其の大部分の崩壞を免れず、續いて猛火の襲來する所

となり、刻々迫る危險の渦中に在りながら毫も狼狽する所なく、徐ろに進退去就を熟圖し、驚愕の餘り失神歩起の自由を失し、殆んど死地に陷りたる小使近藤ハマ(四十二年)及び通路を失し廳舍内を彷徨せし給仕杉浦キヨ(十五年)を救助して公園内に逃避せんとせしに、其の前途は早くも一面の火の海と化し、鐵板或ひは瓦礫等の飛散する慘愴たる光景を現出し、爲に顔面及び脚部に負傷せしにも屈撓せず、益々勇氣を皷舞して漸く兩名を公園内の安全地域に救護し置き、更に餘力を奮ひ同園に避難せる萬餘の罹災者救護に努力する所ありたるのみならず、當時醫療器、藥品の缺乏は自身の創痍を治療するの遑なく、翌二日より劇務に服し、傍ら櫻木町海外渡航者檢査所に設置せる縣廳舍内に集合せる職員、醫員、看護婦、患者等に對する炊事、看護其の他の雜務に、妻重子、弟康男の兩名を督勵して之に當らしめたる、其の勇敢、任俠心の道義的に表顯せる殉公忠職の善行美擧は、本誌に特筆して後鑑とするに足る可しである。

(6)

終りに蒐み衞生職員活動狀況の一班叙述の筆を擱するに方り、當時の衞生課長たる福田常太郎が、本誌をして燦然たる光彩を添はしめたる偉績の一端を記述せしめられよ、同氏の住宅たりし伊勢町は、猛火一煽瞬間に燒燼する所となり、加ふるに當時夫人は重患に罹され居り、一個の家庭としては無上の慘境に坐せるに拘はらず、奉公の念に厚き同氏は、先づ病夫人を東京市上根岸の義弟花岡氏に托送して、身邊の繫累を去り爾來永日月に渉り、日夜蹇々匪躬曠古大災後の重要任務たる、救療事務は勿論一般衞生の施設復興に執掌して、南船北馬席暖まるに遑なかつたのである、今や救護事務其の緒に就き社會の秩序又回復するに至りたるも、今にして當時を追想するときは、悚然として肌粟を生ずるものがある、看よ、彼の幾千の屍體、喘々たる幾萬の傷病者が祭るに祀なく、葬るに地なく、療するに醫藥なく、棲むに家なき悲絶慘絶の光景を、沈毅にして果敢、才華隨所に渙發する同氏にして始めて能く之に善處し、狂爛を既倒に回し得たのである、其最も救療斑の高潮に達せし際は、無慮百四十六ヶ所、職員千二百八十名の多きを算し、之が場所の選定、職員の配置、衞生材料の配給等の繁雜困難なりしは勿論、更に防疫上の施設、一般衞生行政の畫策に方りて赫々たる偉績を擧げ得たる功勞は、永久に我が震災史上に印して消散の期なかる可きである。

第九章　跋文に代へて福田衞生課長の追懷談

本誌の校閲を了へたる後、本縣救護事務の要衝に當り終始其の繁難の事務に献身的に奮闘を續け偉績を擧げたる、臨時震災事務局神奈川縣支部衞生醫療部の首班で、本縣の救護班長たる重任であつた、福田衞生課長には熟〳〵當時を追憶していかにも感慨に堪へざるものゝ如く、諄々として左の如き追懷談を試みられたのであるが、當時を記錄する好個の資料として、之を著者の獨り聽きにするには餘りに惜しき感あるを以て、茲に拾遺として跋文に代ふるに至つた。（一五・九・一五・記）

*　*　*

想ひ起すと三年前の今月一日午前十一時五十八分、晝辨當を攝るべく少し前に起つたあの天變地異――眞に今にして追想すると丸で夢の心地がすると同時に、悚然として肌に粟を生ずる感が湧き出づるのである。あの際僕は縣廳裏門内の空地に避難者が大勢押し寄せて來たので課員を督してこれが救護に努めたが、餘震は間斷なく來るし何等救護材料はなし、唯氣を焦躁せるのみで、施すべき術べがなかつた、さうかうする内に猛火が四方より襲ふて來たので、一旦公園に行つて見たが、同所は一面の湖沼と變じ幾萬の避難者が阿鼻叫喚の有樣は眞に現世の地獄である、此光景を見て僕は心に決する所ありて此處まで同行せる課員に自由行動を採るべしと宣し、單身長官の安否をも探り且つ今後の方針をも協議せんと伊勢町官舍の知事を訪ふたところ、僕と前後して内務、警察の兩部長其他の幹部連も集合したので、其翌日先づ内務省を始め陸海軍省等に急を報ずることゝなり人選の上外山防疫監吏外二名を派遣することになつたが旅費がないと云ふ騷ぎ、最も交通機關は破壞したので徒歩であるから旅費も餘り掛らぬ譯であつた、どうやら工面がつき三人は出發した、然るに奇蹟的にも縣所屬の建物で破壞と燒失の厄より免れたる海外渡航者檢査所の殘存することを聽き、翌二日取り敢ず同所に假縣廳？を設けたが、知事始め僕等廳員の住宅は破壞又は燒失の厄を免れたるものなく、中には自身燒死したり負傷したるものも尠なくないのみならず、家族の安否すら判明せざるものもあつて、その慘狀目も當てられなかつた。

愴か三日と記臆するが海軍大尉が突然例の假廳に長官を訪れて、橫須賀鎭守

府長官の命にて昨夜驅逐艇にて本牧に着いたが上陸不可能で空しく碇泊只今漸く上陸したが、何か此場合需むるものあらば申し出でられたしとのことなりしより大旱に雲霓を望み得た心地で、食料、飲料水、醫療品を要望したのであつたに依つても當時の狀勢が推想出來やう、斯る狀態で吾々の最急務は傷病者の救護であるが、之が材料を蒐集するに困難なりしは想像の外で、本誌にも揭記せし如く窓掛けの白布を裂いて繃帶とせしは事實で、一瓶の沃丁の貴ふさは千金にも換へられぬのである、磯子や子安などの場末に燒殘りの藥店などを漁さつて掠奪を恐れ戸締をして閉息し居る所から僅の材料を徵發した、此處に悲慘を通り越し寧ろ滑稽に近き一事がある、それは醫療品蒐集として浦野市藏を信州に派遣し約二千圓丈りの品を買入れたが運搬の都合で一時東京府田端驛に留め置きたるに、何處で聞きつけたものか內務省で之を嗅ぎ出して橫取？したものと見え、其の品が數日の後內務省より本縣に寄贈せられた珍事實に徵し見ても、いかに當時材料の缺乏に困しんだかの一班を窺知し得やう。

夫れから本誌の緖言又は各論中にも記述してあるが、震災直後最も焦眉の急務で尙ほ且つ最も困難事であつたのは、累々たる屍體の取片付と、糞尿の處置であつた、實際あの光景を追想すると口に出すすら嫌な感をする、彼處に三百此處に百と集團屍體は素より到るところゴロ〳〵屍體が橫はつて居て炎天に晒らされ腐臭粉々たる一方には、生存の我々が一時も堪へられぬ糞尿はあちらの窪地や、こちらの物蔭と云はず、少しの蔽遮物でもあるところには黃金水を湛はしてある狀況であつた、この處置が當面の急務で必死の努力を傾倒したのである、唯だ此處に一言し置くことは災後の一週間位は救護人のその大多數は負傷者の手當のみで、病人の治療と云ふのは極めて稀れであつたことで、これは飮食物を攝取する量が少ないと云ふよりは殆ど缺乏して、發病する原因が除かれた爲めである、病人の出たのは各方面より寄贈の食料の配給があつて稍々口腹の充實を見た頃よりで、都合のよいことには其時分には各府縣より應援救護班が材料を携帶して續々到着したのであつた云々と、綿々として盡きぬのであつた。

震災誌餘錄

はしがき

あゝ大正十二年九月一日は如何なる惡日であつたらう、帝都及我橫濱市を中心として、人畜の死傷財物の損害殆ど歷史あつて以來這回のやうに慘烈で激甚であつたのは未聞に屬する、著者は仕事の性質より各方面に涉り資材を蒐集した結果は、更に痛切に其慘禍の深刻にして廣汎なるに驚き恐れたのである、委囑を受けて編著の業に從事すること三年漸く此頃完了公刊するの運びに至つたのであるが、本誌は主として衞生史述に繫るものであるのみならず、正史の編述としては餘りに微細の點にまで及ばぬのは、當然で何んとなく物足りぬ感があり、隔靴搔痒の憾があるので、餘錄として著者の『震災日誌』そのまゝを添附するに至つた、本日誌こそ著者が大震災に直面して赤裸々に遭逢せし事實を記述したものであるから、當時災禍の實相を知るべき一

部の震災裏面史の縮圖であるとも云ひ得る。

大正十五年晩秋保健會出版部の一室に於て

北強誌す

九月一日は朝來陰晴定らぬ、厭やに蒸し熱き日であつた、僕は晝前に外出して歸り、餘り熱苦しいので洋服を脫ぎ網シャツに猿股で涼を入れて居つた、當時僕の住家は野毛町二丁目の西裏で、奥八疊、中間六疊、茶の間四疊半、玄關四疊半で元野澤屋の倶樂部であつたのを僕の義兄が買取り改築したもので可なりの建築であつた、妻は中の間續きの廊下で孫の良子(四歳)預り子の芳江(八歳)と當時女子師範在學中なりしも夏期休暇で在家せる四女啓子(十七歳)と共に、睦しやかに嬉々として戯れてゐた、孫美行(當歳)のみは茶の間に獨り餘念もなく晝寢の夢を結んで居つた、然るに十二時少し前俄にゆら〳〵と疊が上下左右に搖ぎ出し僕は思はず横仆れに顚倒すると同時に、瓦の墜落する響や、建物の倒壞する音が、一種物悽い地鳴と共に起つた、簞笥、佛壇、鼠入らず、本箱はころがる、障子襖は倒れる、壁は剝落して四邊は濛々として咫尺を辨せぬ、僕は此刹那宛然夢心地で、地震と云ふ怖ろしき天魔の襲來とは氣がつかなんだことは事實の告白である。

其瞬間中の間で今の今まで嬉々として戯れてゐた筈の、妻兒等が悲鳴をあげて喚き叫ぶのに、始て尋常事ならずと氣がついて、其處を覗くと彼等は部屋の眞中に互に抱き合立竦んで居つた、此態を見た僕は勃然として起りし勇氣と共に大聲妻女等を激勵し且つ慰撫し、更に妻を促して茶の間の孫を救出すべきを諭して、共に硝子戸や障子の横はりたる間を潜り往いて見ると、顔面一杯に壁粉で塗つて居つたが、幸ひ怪我もないのに安堵して、壁粉を拂拭して再び中の間に集中せしめ、震動の薄らぐまで此處で形勢を觀望することゝした、僕が妻兒に對し嚴に外出を封じたのは一寸異な感を起すであらうが、實は當時の形勢は家屋倒壞の危險よりは、寧ろ瓦の墜落、鐵板木片の飛散する悽まじき光景を見て恐れたのである、夫れに第一回の激震で大概倒壞すべき運命の建造物は、悉く倒壞し盡したやうな感じが直覺的に僕をして斯く決意せしめたのであつた。

斯る混亂狀態中表板塀の陰で、頻りと僕の名を呼ぶ婦人の聲がした、夫は間

遠ふかたもない預り子芳江の母である、彼女は此日芳江の在學せる學校が夏期休暇明の日であるので、芳江を伴れ戻らんと蒔田の自宅より來る途中此地震に見舞はれ、辛ふじて辿り着いたが、表門が倒壞して入ることが出來ず、爲に焦燥つて僕の名を呼んだのであつた、依つて僅な板塀の破れ目を指圖して內に入れたるに、彼女は感慨無量と云ふ態でしばし言葉も出でず妻兒等の無事な顏を眺め嬉し泣きにないてゐた、此瞬間三女勝子(十九歲)は裏木戶より轉がるやうに飛込んで來た、同女は前年神奈川高女を卒業し、自己の希望で裁縫實習の爲に、宮川橋際の某裁縫師の許に內弟子と爲つて居たのであるが、第一回の震動と共に彼家は脆くも倒潰した上に早くも猛火に襲はれ同家の主人と其家族七人は枕を並べて壓死又は燒死の厄に逢つた、勝子も一たん其倒れた家の下敷となつたが、幸にも巡査の援護を受け辛じて其處を脫出して裏の河岸に繫留せし荷船に避難はしたが、自宅の安否を氣遣ひ危險を冒して歸來したのである、斯く徒に恐怖、興奮、悲哀の內に時を過し、何等施すべき策なかりし當時の僕等は丸で痴呆のやうではあつたが、此無策の痴呆が反つて僥倖と爲つたのかも知れぬ、少しばかりの家財を折角持出しても燒いて了まつたり、或は輕躁に飛出して方

途を過まつて燒死んだりしたものが頗る多かつたやうだ、最も僕の家が倒潰の厄を免れたので、今頃其麼熱を吐いてゐられるのであらうが、兎に角僕は無意識の間でも沈着の態度を採つたことを誇りとする、將た幸であつたと思ふ。

左右する內に近所の稻垣藥舖より發火したと云ふ猛火は、風下に當る僕の直ぐ門前の長屋に延燒し來たので、最早是迄と覺悟し妻子一同を促して裏木戶より避難せしめた、僕は切めて重要の書類でも取出さんとしたが其れも及ばなかつた、漸く奥の押入から蒲團一枚を持出して頭より冠むりて火の粉の襲來を防ぎながら、僅に身を以て裏の通りまで免れ出たが、妻子共は既に何れにか逃げ延びたものと見え行衞を見失なつた、僕は夫れから一直線に日の出町に出で、火勢や風向を按じて木村氏邸內に避難すべく、其門前まで行くと同邸の內外は既に幾千の人を以て塡塞して入るべき餘地なく、已むを得ず右折して野毛坂に向つて往くと、其途次知友成宮氏の門前で其妻君に出會したるに、書類などを包みし荷物を依托せられ頗る面喰つたが、此場合拒絕することも出來ず受諾し喘ぎ〳〵漸く雜沓する避難者を掻き分け十全病院の方面に向つたのである、然るに隣家の帶金氏夫妻が平沼邸玄關前廣庭に避難せるを認め、暫く其處に足を

留て居ると、午後四時頃直ぐ前の老松小學校より赤い炎の舌は彼の大建物を瞬く間に甜め盡し、續て近藤病院前庭の建物に燃え移り、我々の避難場にも火の雨がバラ〳〵降つて來た、幾千の避難者は素破と云ふ間もなく、蜘蛛の子を散らす如く何くへか影を沒した、其うなると人は薄情なもので、避難者中の七十歳ばかりの老人が、面部や足部に大怪我をして歩起の自由を缺き苦悶し居るのを見向もせぬのである、僕は如何にも之を見捨てゝ去るに忍びず、介抱して左側の丘上まで脊負へ其邊に散らばつてあつた蒲團を敷いて其上に安臥せしめ暫時看護してゐると十全病院の猛火の煽りで此處も危殆に迫つたので、更に何れに避難すべきかと考慮した、すると老人はさも苦しさうな聲を絞り、『私はとても助かる命ではありませんからお構ひなくあなただけで立退いて下さい』と涙と共に勵ますやうに促すのである、之を聽いた僕の情緒は正に絲の如く亂れた、と云ふのは僕には成宮氏より委托せられたる荷物保管の責任があつて、その荷物と老人を荷ふことは、僕の非力では到底不可能事であつたのである、併し僕は此咄嗟の間に決心した、委托の任に孤負いても人命には代へられないと、老人の強て辭退するに拘はらず、再び老人を扶け脊負つて後庭の廣場に避難した

のは夜の十時頃であつた。

此處で吻つと一息する間もなく、炎々たる怪火は十全病院の一大建物を燒燼した餘勢を以て、平沼邸の接續地なる渡邊邸に毒手を擴げ、廣場前の平沼本館も猛火を浴びて危險は刻々に迫つた、此時僕等の避難所たる地形を按ずるに、東南方は高きは數丈低きも二丈餘の石垣を以て廻らし、西方は今や焔々として盛に燃えつゝある渡邊邸を以て遮斷せられ、僅に北方本館の一隅より庭樹の間にある小徑を通じて往來することが出來るのみであれば、萬一本館にして延燒するが如きことあらば、吾々數百名の避難者は袋の鼠で逃場がない譯である、此狀勢を看取したる避難者の多數は又々思ひ〳〵に何れへか退去して殘留するものは僕の外に數組のみとなつた、頗る心細く寂寥を感せずにはゐられなかつた、然し僕は最早逃避するの勇氣もなく運命を天に任せた。

ア一天祐、一陣の東風颯と吹き來るや、火勢は反對の方向を採つて逆に渡邊邸に押し返すやうになつた、今迄手の下しやうなき暴威に對し、唯呆然として望觀しゐたる同邸出入の鳶や若者等は、得たりとばかり俄に活氣づき庭池の水を汲んで消防に努力したため、本館は勿論同邸の凡ての建物は燒失の難を免る

ゝと共に、僕等の生命も是で取止め得たのであつた、てうど其生死の分水嶺は夜の十二時頃であつた、實に人間の運命ほど判らぬものはない、僕等と此邸内に避難した某知人は此邸の危嶮狀態に迫りし際遁れて掃部山に向ふ途中不動坂で猛火に襲はれて焼死したに反し、僕は既に死を決して殘留したのであるが無事で此慘況を記述することが出來たのである。

斯くて小康を得たので庭後の土堤に登り市内の形勢を展望した、遠くは山手中村石川方面より、近くは關内外脚下の野毛日の出町一圓は全く火の海と化し、時々起る震動の響と、一種の破壞音と相和し、到底何ものゝ形容詞を以てするも言現はすことの出來ぬ悽絶な光景であつた、此時僕は想像した、天地の壞滅期が來たのである？と、斯の如き想像や迷想に耽けつたのは獨り僕のみではなかつたやうだ、斯く迷想に耽けりつゝある瞬間に僕の精神は妙に健全？になつたやうに感せられた、今まで絶えず襲はれた恐怖や悲哀は失せて、凡ての妄念愛着心と云ふやうな人間味は消散して恰度禪で云ふ無我の境に入つた心地がした、勿論夫れは極瞬間であつた、次の瞬間に起つたものは飢渴慾であつた、其時喚起せし記臆は木村邸前に何時も滾々と湧出づる清冽な泉水である、之を汲取るべく老人にも意を傳へ避難所を出で、野毛坂を下り木村邸に行つて見たが、清水どころか泥水さへなかつた、唯焰の輝きて路傍に幾人かの屍體の横はるのを見たのみで何の收獲もなく空しく歸路に就いて、途次野毛坂に差掛ると坂の中段の焼跡に多人數で何か物色してゐるので、熟視すると其處は焼芋屋の跡と見え焼殘の甘藷を漁つてゐるのであつた、僕も之に參加して堀出した半焼丸焦取交せ數本を懐中して一先づ元巢に歸り、其幾個を老人にも割愛して共に噬つた、其處で一時腹は納得したが咽喉が承知せず、池水を汲んで老人にも與へ僕も飲んだ、其時の旨さは今に忘れぬが、翌朝顔を洗はんと其池に行くと驚いたのは蛙やいもりが競泳してゐる底の汚水で漸く洗面だけは濟ましたが、口を嗽ぐには躊躇つた。

翌二日の朝七時頃實況探險旁々家族の安否を知るべく結束して避難所を出づる前、例の老人を平沼邸請願巡査に救護方を依頼し快諾を得たるを以て老人に少時の分袂を告げたるに、老人は頻りに分れを惜み自己の姓名や住所を明かし、更に僕のも問ふたが、反つて後日老人を煩はすのを厭ひ名乘らなかつた、後に聽くと老人は十全病院に收容せられたが、二三日を經て此世を去つた、入院後

も僕の少しばかり盡した恩義？を口にしたことのことであるが、如何にも愍むべき奇しき老人の運命に想到して涙が滲む、僕は老人と袂を分つて眞直に先づ木村邸を訪れた、巨商故木村寧靜翁の遺跡たる、彼の宏壯華麗なる邸宅も盡く灰燼と化して跡方もない、翁は牙籌を採る商人に似合はぬ漢詩の巨匠で且つ稀覯の人格者であつた、僕も翁の在世中は數々其雅筵に陪し、幽邃閑雅なる一室で詩論を闘し清興に耽つた、翁は多趣味な人で書も能くし、碁は二段の技を有した、珍籍名畫も少なからず藏した、僕は邸前に佇立して當時を追懐して感慨無量低徊去るに忍びなかつた、同邸は南面した高燥の地で、其境域も廣いので若夫此處までは祝融の魔の手は及ぶまいとは、誰人も想像したのであつたらう、少くも好個の避難所として此邸を目蒐て殺到したのであつた、豫想は全然裏切られ一時蝟集せる幾千の避難者は猛火に襲はれ散亂したが、逃機を失つた不幸の人數十名は枕を並べて燒死した、中にも無殘なりしは門前の用水大釜内に老人の男女が其孫とも思はるゝ三四歳と五六歳の兩兒を互に抱擁して半ば水に浸り燒死したのであつた、想に此老人等は猛火の追撃に堪へずして、釜中の水を便りに逃避して不幸なる釜茹となつたのであらう、宛然佛畫で見る地獄の沙汰である、若しや家族共も此慘死者の一人となつて居りはせんかと、一々點檢せしも夫れらしいのがないので、路を轉じて日の出町通に出で我家の燒跡を弔した後、天神坂を越えて水道山方面に向ふべく、其坂の半ばに到つて驚いた、死人の山!!!。

天神坂とは日の出町より左右田邸前に出で、夫れより右方は緩坂を下つて老松町を經て平沼邸前より野毛坂に出づるのと、左方は急坂を登り水道山を經て一本松方面に至るべき間道である、其間道の中腹右方の左右田邸石垣下の約百坪もあらうと思はるゝ屋敷跡に屍體の山を築いたのである、屍體の山なる語は實際少しの誇張も交ひない形容詞抜きの事實である、何が故に斯る場所に死山を築いたかと調べて見ると、なるほどゝ合點るゝ、同坂の突當りは十數尺もある左右田邸の石垣が峙ち、左方は又幾十尺の斷崖に仕切られたる其間を僅に三尺位の崎嶇たる小徑を以て縫ふたる峻坂で、平常の日ですら老人や婦女は通行を危ぶまれるのである、然るに日の出町方面より山上に避難せんと續々此坂に攀登し來たる避難者は、坂路の破壊にて到底登り終ふせず引返さんとしたが、時既に早くも執拗なる魔の火は其歸路を遮斷したるため、進退維れ谷まりて右

方の屋敷内に逃避したが、更に猛火の追迫する所となり、多少の空地を頼りに石垣下に密集し、苦しさの餘り屍體の上に折り重なりて屍山を築いたものらしい、眞に慘鼻の極で目もあてられぬ光景である、此處で更に僕に一場の哀話を語らせて貰はふ、夫れは石垣の右端の崩壊した所から接續した屋敷の裏庭に急斜面があつて其處にも數十の屍體が散亂してゐたが、此屍體は大半不思議にも黑焦となつてをらないで、着衣なども損傷せず、無論姿態の誰であることも分明る譯である、内に年齡十七八歳、絽縮緬の羅衣と云ふ盛裝で、股も露はに緋縮緬の蹴出を振り亂して仆れてゐる處女があつた、其容子より推測するに相當家庭の愛嬢であつたらうに、婚期を控へて空しく終天の怨を呑んで此慘禍に逢つたと思ふと、愛惜の情座ろに動て低徊去るに忍びなかつたのである、斯くてあるべきにあらざれば、諸靈の冥福を祈り涙を拂つて其處を去つたのは午前十時頃であつた。

夫れより噂に聞えた末吉橋附近、正金銀行等の慘狀を實見したが、最早其慘景を筆にするの勇氣が出ぬから省略するが、又其時は餘震は刻々起るし、燒煽りと炎暑で燬かるゝやうな破壞道路の中を瓦や煉瓦や電線の障碍物を踏越へ通

行する辛さたらなかつた、特に河岸の或る場所にては地盤の約一丈も陷沒したり、縱橫に龜裂をしたり、電車の鐵軌が弓なりに彎曲したり、鐵板や硝子板や陶器などが飴の如く溶解して凝結したのを見て、如何に震動の激烈で火勢の猛烈であつたかを思はれた、更に目に着いたのは荒凉たる燒原の各所に大小の金庫が殘骸を留めてあることだ、聽けば形骸こそ存したが内容の滿足に保持されたものは百の一にも過ぎなかつたと云ふことだ。

横濱公園の雜沓は又格別であつた、同所は第一回の激震で其附近の水道鐵管破裂せしため、窪地の一面に湛水し一夜にして一大湖沼を造り出し、此處に雲集せし避難者は結局水火の苦を甜むるに至つた、僕は幾萬の此衆團中に家族の存否を探つたが夫れらしいのもないので、探險的視察を第二に讓り、先づ主として家族の安否を知るべく一意其方に力を傾倒することゝし、地勢を按じ水道山方面を搜索することに決意して是に向つたのは赤銅色の太陽が西山に舂く頃であつた。

二日の日沒時に初音町より水道山に漸く辿り着いた、其途中屢々死體に躓づき、又電線の鐵條網に引掛りし危險と不氣味のありしのみでない、地割れの内

に陷り燒柱に足を傷めた痛苦は之を追懷すると慄つとするやうだ、水道山の混雜と來たら丸で戰場其ものので、貯水池を中心として其周圍一帶の地は平地と云はず、丘でも斜面でも空地のあらん限りは一面に人を以て塡め、處々に急造の竈を築いて南京米や馬鈴薯を煮て呑鼓を打つて居るものもあれば、或は機敏なものは燒鐵板で小屋掛けを爲したものもあつた、僕が貯水池の緣端に立つて呆然其光景を眺めて居ると、後から僕の名を呼ぶものがあつた、振り回へると某知人はさもなつかしげに僕の顏をみまもりながら、先刻二十五六歲の一婦人が頻りと君の名を呼んで殆んど半狂亂の態で徘徊して居るのを見たから、僕も同情の餘り君に逢つたら敎えてやるが一體あなたは何處に居るのかと尋ねたら、又何處とも定まらないと答へて疲れた足を引摺りながら野澤山方面に向けて去つたから、早く追駈けて往きなさいと奬めてくれた、同女こそ僕の長女いよ子で前年大井と云ふ某小學校長に嫁し既に二兒まで擧げたのであるが、故あつて當時歸家し、自身は大船小學校に敎員として通勤してゐたのであつたが、震災當日出勤中此災厄に出會し、女の纖弱き足にて陸路非常の困苦と危險を冒して僕等の有りかを搜し廻つたのである、僕は知人の親切なる注意を受くるや、心

中一筋の光明を認め得た感を起し、喜び勇んで隣接の野澤山に跡を逐つた、然るに同所も水道山に劣らぬ雜沓さで劫々に骨が折れた、機りよくも芳江の母が小用でもたしに出でしものと見え、小徑をうろ〳〵してゐるのに出會し、始めて家族等が何れも無事で避難してゐると聽いた時は何とも形容の出來ぬ一種微妙な嬉しいのか悲しいのか分らぬ感が胸中一杯に湧いた、彼女に導かるゝまゝ避難の場所に往つたら、彼等は熊笹の生ひ茂げれる大きな松樹の根方に板戶を敷き一團となつて呆然として居つた、唯此處に二女絹子(二十一歲)のみが居ないのは望蜀の憾みであつた、同女はいよ子と同じく女子師範出の敎員で、其當時は藤澤小學校に勤務して居つたのである、是は後日に知つたことであるが、該校も全潰の厄に逢ひ絹子も其下敷となりたるに人々に救出され腰部を打挫きたるのみであつたが、當夜料らず都筑郡都田村の人で元小學校時代の知友である某氏は遙々彼の危險を冒して藤澤まで徒步にて同女を見舞ひ、更に之を保護し夜通しにて自宅まで伴ひ來て手厚き看護を加へられたのである、最も兩人は相愛の間柄で已に結婚の申込もあつたが戶籍上の關係にて決行するまでに至らなかつたが、某氏が今回の義擧に感じ名古屋の勤務先に同棲せしむることを許し

たのであつた。

却説人の心理狀態と云ふものは妙なもので、是迄極度に緊張せる心が、家族等の無事なる態を見ると俄に弛み出し身心の疲勞甚しく、同時に飢渇の情勃然として起り堪えられなくなつた、それもその筈で昨日の晝より食はず寢ずで駈け廻つてゐたのだもの、疲勞も飢渇も來るのが當然であらねばならぬ、斯くて妻の避難徑路の困難なりし物語りを聽き、且つ直ぐ向ふ側に小屋を建て表障子に「常設館關係人避難所」と標記した一團の群衆約五六十名の人々は非常の元氣にて食料の蒐集炊出し等に努力し、其内の世話役とも見らるゝ屈強の若者は妻の知人なりし爲め、種々我一家に便宜を與へ呉れたる由をも語り添へた、なるほど暫くすると其小屋の一人の老婆は笊に炊きたての握飯(無論南京米)を一人前二個位の割で持つて來てくれたので、僕も其惠澤に潤へ得た、南京米のガサ〳〵した握飯平素であつたら、迚も食道に通りそうもないのであるが、此時は太牢の珍味ものかはであつた、既に握飯のお庇で腹の虫はおさまつたので、イザ一睡を貪らんと肱枕で戸板の片隅に横臥したのは夜の八時頃であつた、然るに向側の多衆の人々は朝鮮人が襲來したから警戒せよと動搖めき騷ぐので寢ても居られず起き上つて見ると若者等は各自に竹槍や棍棒や中には白刃などを振り廻しての大騷動である、僕は何が何やら分らぬが直覺的にそんな莫迦げた事があるものかと思つたが、唯其晩はご多ぶんに洩れず一睡もせず警戒？の任を盡した。

三日の朝になつて少しく睡眠を採つてふと目を醒すと、妻は待つてゐましたと云はんばかりの權幕にて、唐突に稅關に米を貰ひに行けと云ふので、如何したのだと反問すると、何んだか知らんが山の人々が稅關から米や罐詰類を貰つて來るとのことであつた、不安ながら兎に角耳よりの噺しなので妻の云ふがまゝ稅關の方に足を向けて行くと途中米袋や罐詰を荷つて歸る無數の人に出會したのに勇氣つき、群衆の中に交つて構内の倉庫に入つたら早速六斗入の一袋を與へられたはよいが、とても僕の非力では動きもしさうがないので躊躇つてゐると、是も僕のやうな非力者と見える一人の若者が橫合より夫れを分與してくれと云ふので、渡りに舟と一諾の上折半して若者に與へたが、それでも持ち切れぬので、勿體ないが又其半ばを放棄して僅に殘物二斗位を荷つて、漸く瓦斯橋まで來ると肩が疼んで堪へられんので、橋際にあつた荷馬車の上に荷を卸し

て一呼吸入れたのは日沒後であつた、夫れから紅葉坂を登らんと坂の央ばまで來ると路傍の荷車の上に憩ひ居る男女の一組が居つた、僕も良き道伴れを得たと思ひ、又候其處に荷を卸して互に災禍の噺しなどを交せゐると、突然一人の怪漢現はれ僕の前に立塞りさま、晃々たる大刀を目先に突きつけ、「おまいは朝鮮人であらう、何用あつて此處を通るのかと」、素破と云はゞ差殺さん權幕で詰問するのである、僕は餘りの突飛なる彼の振舞に呆れて早速の返事もせんでゐると、以前の婦人は之を遮り「とんでもない此方は今私と稅關で米を貰つて來た正眞正銘の日本人です」と僕に代り辨解して呉れたが、怪漢劫々承知せず「ソレでは何國の何の誰と云ふものだと」ヂリ〳〵詰寄せるので癪に觸つて耐まらず「一體貴公は何者で何の爲めに斯麼不當な行爲をするのか」と逆襲的に反問すると「ウム俺は此邊を警戒する自警團の一人だ」と答へた、餘りに揶揄つて怪我でもしてはつまらないから、僕は野毛町二丁目に住んだ桑島と云ふもので野澤山に避難して居る橫濱市民の一人であるから誤解されては困ると」云つたら、漸く納得して立去つたには聊か苦笑を禁じ得なかつた、其後で婦人の噺しによれば這麼間違から殺されたり斬られたりしたものが澤山あつたとのことで

俄に怖氣が生じ急ぎ歸路に就き喘ぎ〳〵伊勢町通を野澤山裏道に出づる途中鞍止坂下の暗渠に陷つた、重荷を肴負つて居るので容易に揚ることが出來ず、焦躁つてゐると又一人落こちて來たのには少なからず面喰つた、其內土地の靑年會員らしい二三の若者が上より覗き込み荷を棄てゝ上れと云ふたが、命の網否寧ろ命より大切な米だから棄てる譯にゆかないと答ふると、靑年共は笑ひながら助け揚てくれた、上つて見ると米に泥水が滲みて重くなつて荷へきれぬので、又々減量して漸く擔ぎ途中數回自警團に脅かされ這々の態で我巢に着いたのは夜の十一時過ぎであつた、歸つて見ると仝山の要所には燻火を焚き警戒おさおさ怠りなく、今にも戰端を開きそうな物騷さには僕にはどうしても腑に落ちぬが多勢に無勢で致し方がなかつた、結局影を逐ふて影益々急なる狂愚の狀態を袖手傍觀するの已むを得ない情勢であつた。

四日拂曉未だ昨日の疲勞の夢が醒めぬ內に、小屋の前を軍隊々々と呼ぶ聲と同時に朗々たる喇叭の音と錚々たる佩劍の響と和し肅々堂々として軍容嚴めしく繰り込んで來たのであつた、避難者は老幼男女を問はず、所謂簞食壺醬して之を迎え、歡呼の聲仝山に響き亙つた、僕も何んとなく心强くなりし感じが起

ると共に思はず不覺の涙が滲じんだ、後に聞けば政府は早くも昨三日を以て戒嚴令を布いたとのことであつたが、是れは斯る非常時に際し蜚語百出、人心の動搖甚しきを安定する上に、憲法の機能を發揮する最も當を得し處置であらねばならぬと思ふた、續て司令官の諭告が諄々として達せられたが、罹災者の多數は其意を解せずして、寧ろ軍隊の出働を見て朝鮮の兇徒襲來の說を裏書し、今にも戰爭の起るやに騷ぎ立つるに、私は見るに忍びぬので群集する衆愚に對し戒嚴令の概念やら、今回發令の趣旨やらを說明し、司令官諭告の要旨やらを說明し、決して輕躁の行爲なきやう說明してやつたが、愚昧なる多衆の耳には猶且了解せぬやうであつた、然し多少は効き目があつたものと見え、棍棒竹槍などを振り廻はす輩は少なくなつた、此日羽澤青年會本部から達しがあつた、夫れは米を施與するから東神奈川の三菱倉庫まで荷車を輓きに來れとのことである、僕は到底其任に堪へぬとは自覺したが、兎に角容子を探るべく午前十時頃本部に行つて見ると、既に數百名の人は各部署に就き將に繰り出す所であつたので、私も其一輛の荷車の後押の役について行つた、荷車の數は十五臺で一臺七八俵(六斗入)づゝとし、一臺に二十名位附屬するのだから、さほど骨は折れぬ譯だが、

吾黨の非力組が多數で眞の實力にて從事するものは、一臺に僅か二三人に過ぎぬのだから割合に苦しかつた、夫れに炎熱燬くが如く、加ふるに道路や橋梁の破壞せし所を挽くのだから一層辛らかつた、紅葉坂を登ると青年會より握飯の接待を受け一同元氣づき歸つたのは午後三時頃であつた、夫れから米の分配に付一紛議を惹起したと云ふのは、此日現に勞役についた人數は約三百人で、米の數量は百石であるから一人前三斗の分與を受くべきものと勞役者の凡ては豫期して居つたら、團長及幹部では當青年會管掌區域の全罹災者全部約三千人に配給するもので、本日の勞役は義務であるから仕方がないと云ふ論法で、双方激爭したが、結局長いものには卷かれて、僅に三升の分與を受け怫々云ひながら皆退散した、僕も頗る安價な勞力を提供したものと不平に堪へなかつた。

五日には稍々全山の秩序？が整つて、各自小屋掛けに取係り、又親族やら知人等見舞の人が續々來て幾分氣分の賑はしさを見るに至つた、僕も子安及東京方面の親族知己より金品の寄贈を受けたが、僕は性來の不器用者で小屋掛だけは向側の若者に賴んでやつてもらつた、勿論材料は燒鐵板などを拾つて來たものであるから、僅に雨露と云ひたいが、雨は凌げず露を防ぐ程度のものであつ

た、丸で乞食小屋否犬小屋である、然かも九人の大家族を收容するのだから堪まらない、寢るときの窮屈さと云つたら足を延ばす所ではない、腰も延びぬ、此日の晩であつた僕は腸を傷め始め其翌日十全醫院の巡回醫療班の醫師に診てもらい、硝蒼ビカルの合劑を服したが、些も效めがなく益々惡化して十日には純然たる赤痢の症候を呈するに至つた、僕は多少醫學上の智識？があるので、此方から下劑を要求して、全然腸を洗滌したる後硝蒼劑を服用した爲めか經過も早く數日にして快癒した、おかげで裏急後重の苦痛を經驗した。

十五日に人を頼んで近所に今一つの小屋を建てゝ貰ひ、家族の全部を之に移らせ、僕は獨りで前の小屋に起臥して居つた、最も其時は預り子と其母は緣故の人が引取つた後であつたのである、彼れ此れする内に避難者の一人で麵麭の職人と稱する二十三四歳の若者が頻りと僕に交通したあげく、完全なる小屋の建設を慫慂して已まぬのである、其者の云ふには材料は兩小屋を取壞はしたるものと、自分の蒐集し置きたるものとで充分で、自分獨自で立派に仕上げるとのことであるので、親切な人もあるものと其若者に一任した、成る程出來して見ると今迄のよりは餘ほど完全で且つ廣いので全家之に引移つたまでは無事であつたが、若者が同居させてくれには少し面喰つた、赤の他人夫れも何國の馬の骨だか知れぬものと同棲するなどゝは幾ら大災の際とは云へ想も付かぬことであつたが、場合が場合であるので拒絶する譯にもゆかず其意に任せた、ところが僕等は是迄長く官吏生活を爲し、小供も夫れ〳〵身分相應の敎育をして來たので、職人氣質などゝ云ふものは唯淡白で單純である位にしか思つて居らなかつたが、彼は例外かは知らぬが禮儀と云ふものは頓と知らぬらしく、粗野で下卑で箸にも棒にも掛からぬ痴者であつたには閉口した、幸ひ妻の弟の子安の隱居屋が明いて居るので、一先づ家族等を其所に移し、僕も一時知人の周旋で平沼の某方に下宿するに至つた、最も小屋は其若者に無條件で讓つたのである、事實を告白すれば慾德に關せずして、彼と同居するのがいやで堪まらないのであつた。

僕が野澤山に避難して三ケ月の間に最も感動の深かつたのは、人間が相愛互助の心の稀薄にして、イザと云ふ場合に頼よりにならぬものと云ふことだ、更に印象の深いのは避難者中社會主義者某が終始避難者の爲に活躍して居つたことだ、彼は一寸風變りの男で主義宣傳の前に何つも文字の改良論を持出すので

あつた、彼の主張を摘んで云ふと、「日本文字は漢文字と假名文字の混合なる爲め、是を語葉とし文章とするには頗る繁雜で困雜である、例へば一つの文字で數種の假名に通じ、隨つて言葉の意味まで相違するやうになる、特に漢字は習得するに骨が折れるばかりでなく、日本の言語に飜譯するなど、全然外語を特に修習する繁瑣を招くのである、依つて吾々は新に日本文字の改良と云ふより寧ろ一歩進んだ新文字を創作して日本固有の言語が夫れ自身文字であると云ふ鹽梅に簡單明瞭に爲すことである、既に多年同志と研究し成案もあるから不日發表する運びとなる、要するに文字と言語を一致することでローマ字を以てする、然かも吾々の企圖にして採用せられんか、小中學等に於ける文字習得の勞と時間を減じ、之れを有用の方面に集注せしむるの利益莫大なるものあらん』と氣焰を吐く、是を呑々と聽いてゐると本舞臺の主義宣傳の幕を開くと云ふ順序だ、僕は別にあてられもせぬが氣乘もせんで馬耳東風的に聽いた、兎に角面白い男であつた、特に一面には甚だ人の惡いやり方で罪造りのやうではあつたが、私が退去少し以前には避難者中殘留する人は水道山を合して僅に五十戸位であつたが、其殘留人は何れも一癖ありさうなものゝみで、或時殘留人同志でこんな噺しが持揚がつた、『災後地主が俄に地代を釣り上げるのは甚だ横暴と云はざるを得ぬ、之を經濟的方面より論ずると罹災地の地租は三年間免租の恩典に浴し、且つ地價は低落せる今日獨り地代を釣り上ぐべき理由がない、更に人道の上より議するに同病相憐む人情に背き我利是れ事とするは惡むべきである、故に吾人は卒先して此山上より正義の第一聲を發し、大に天下に呼號せざるべからず云々』と例の主義者先生などが最も力瘤を張つて主張した、僕も座興的に之に贊意を表したところ、サア一大變立所に同案は決定せられ、直に多數を以て僕を創立委員長兼宣言書、會則の起草委員に祭り上げて了つた、今更辭む譯にも參らず、引受けて考へたのは、僕は元來皇室中心主義とも云ふべき政治觀を有し、彼の鵜呑的歐化論者や極端なる社會主義は大嫌なるのみでなく、其反對に頑迷なる國粹論も觀迎せざる一人であるのに、例の主義者等のお先棒に使はるゝ危險がある此會には餘程臍を固めて掛らねばならぬと覺悟した、幸か不幸か趣意書起草の權を掌握したからには、彼等の思はくを裏切つて書いてやらうと、劈頭先づ亂暴なる無智なる主義宣傳を戒め、穩健忠誠君國の爲に努力せざる可らざる當今の形勢を叙述して創立委員會に持出して見た、案に違

はず當日會合せしものゝ内には、本縣に於ける主義者の牛耳を採れる某等も尾行巡査附で來た、其處で僕は徐に起草せる宣言書趣旨書會則を朗讀して會員の賛否を問ふた、果して主義者側に不服の聲が揚がつて賛否の論が沸騰したが、多數は僕の意見に盲從？したので先づ安堵した、間もなく僕は縣廳に勤むる身となつたので、此旨を同志の人々に告げ其會より脱した、僕を推薦して吳れた特高の小山課長や佐藤警部は職掌柄能く此經緯を知つて居つて、僕が挨拶に行つた時其噺しが出て徹苦笑を禁じ得なかつた。

僕は永らく本縣の警察に職を奉じた關係より、警察部に再勤しても別に新米扱もされず、古巢に舞戻つたやうな緩いだ感で勤務が出來、加之直屬の福田課長は淡白した人格者で新舊などの隔りもなく、能く部下を愛護する寛厚の君子人であるので、僕は何の不滿も不平もなく老骨を鞭ち早出晩退奉公大事と勤めて居る。

僕は大震災の厄で全く赤裸となつた、夫れに多年民間で計畫した事業も骨灰微塵到底再起の望はない、唯少しく自ら慰め得るのは殘存せる腐朽に傾いた一塊の老軀の健全なると、女子ではあるが四人とも相當教育を施し職業婦人として獨立しても生活の途は立てられるやうに仕込んだことのみである、唯茲にどうしても斷念のつかぬのは、木村寧靜翁より讓り受けた唐本の古詩文範三十二冊と、董其昌の肉筆畫軸と、山陽の書幅と、それに僕が中學時代よりのメモランダーや、自作の詩文、俳句、論文、記行文、感想文等の手記せしものや、自著『二十五年の總選擧』『回顧錄』『三春城』『田村郡鄉土誌』『經濟學の栞』『北強文集』『探偵記』『僕の博士論文』等の原稿や成本の全部を燒盡したことである、頃日同情者より「北強文集第一輯」を寄贈せられたが、其他は未だ手に入らぬのみならず、絶對永劫に入手することの出來ぬものもある。

神奈川縣

震災衞生誌（終）

大正十五年十二月十二日印刷
大正十五年十二月十五日發行

不許複製

著者　桑島彌太郎
發行兼印刷人　岡千代彥
東京市芝區新櫻田町十九番地
印刷所　自由活版所
東京市芝區新櫻田町十九番地
發行所　神奈川縣廳衞生課
定價金五圓

526
104
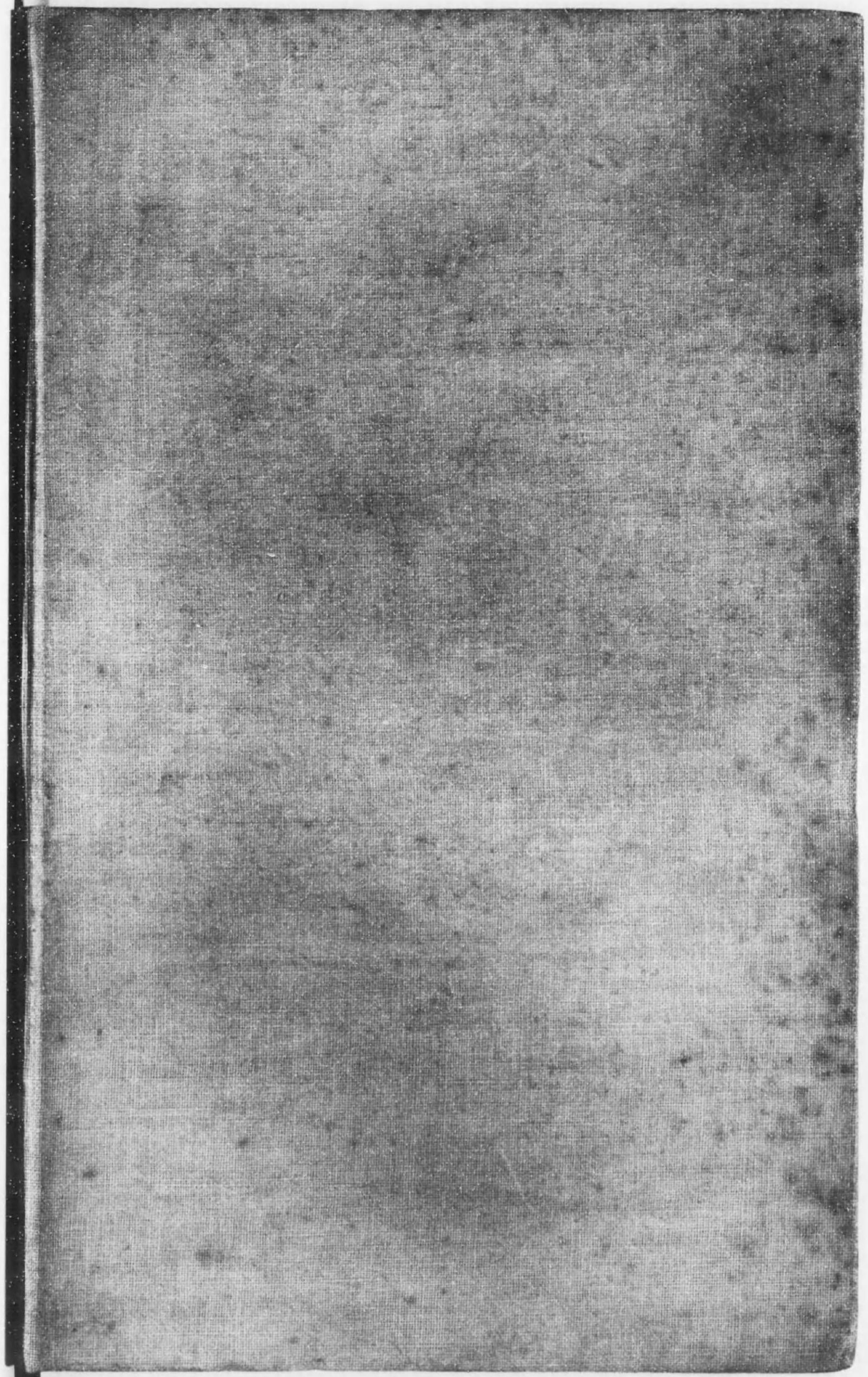
終